
平成30年 第85回（定例）神河町議会会議録（第2日）

平成30年6月21日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成30年6月21日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 廣納 良幸	7番 松山 陽子
2番 三谷 克巳	8番 藤森 正晴
3番 澤田 俊一	9番 藤原 裕和
4番 小寺 俊輔	10番 栗原 廣哉
5番 吉岡 嘉宏	11番 藤原 日順
6番 小島 義次	12番 安部 重助

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田 英之 主事 山名 雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名 宗悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事
副町長	前田 義人	小林 英和
教育長	入江 多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事
町参事	石堂 浩一	多田 守
総務課長	日和 哲朗	建設課長 真弓 俊英
総務課参事兼財政特命参事	地籍課長	児島 則行
情報センター所長	児島 修二	上下水道課長 中島 康之
税務課長兼滞納整理特命参事	健康福祉課長	桐月 俊彦
	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	

-----	和 田 正 治	-----	保 西 瞳
住民生活課長	高 木 浩	会計管理者兼会計課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		-----	山 本 哲 也
-----	田 中 晋 平	病院事務長	藤 原 秀 明
ひと・まち・みらい課長		病院総務課長兼施設課長	
-----	藤 原 登志幸	-----	藤 原 広 行
地域振興課長		教育課長兼センター所長	
-----	山 下 和 久	-----	藤 原 美 樹

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数 12 名であります。定足数に達していますので、第 85 回神河町議会定例会の第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

早速、日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。

なお、議会運営基準第 91 条及び 91 条の 2 の規定により、質問は、1 要旨 1 問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしております。議員 1 人につき質問、答弁合わせて 60 分以内となっております。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず、議場内ブザーによりお知らせし、議長より発言をとめますので、御了承願います。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと、議会基本条例第 12 条第 1 項において定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めております。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないとも定めております。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、8 番、藤森正晴議員を指名いたします。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。それでは、通告によりまして、第 1 回

目の1問の質問をいたします。

神河町が過疎という町に指定されて2年目を迎えております。そして、いかにしてこの過疎を再興するかというのが今、神河町に与えられる大きな課題であろうと思います。そこで、過疎から脱出、まず人口減少でございますが、人口減少、急にふやそうということも、これは非常になかなか厳しいものがございます。

そこで、空き家を活用した人口対策ということについて質問をいたします。新事業で長谷地区3軒の空き家を活用する定住促進空き家活用事業に大変期待をいたしております。これに伴って、他の地域においても空き家を活用し、そして低家賃で、また畠等の提供をし、地域とのコミュニケーションの豊かさを皆さんにPRするとともに、そしてすばらしい自然、神河町には空気、水があります。また緑があります。そういうことを訴えて、神河町独自の魅力あるPRをし、定住を歓迎をする受け入れをすべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

このたび長谷地区で実施いたします定住促進空き家活用事業は、過疎地域における定住促進のため、学校や郵便局、生活必需品などの小売店などがある基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を3戸以上整備することが条件となっています総務省の交付金を活用して実施するものでございます。

人口減少を食いとめるために、地域からの流出を抑制し、地域外からの流入を促進することで、地域活動などを維持していかなければと考えています。また、毎年開催しております集落別町長懇談会においても、中心部での住宅施策だけでなく、周辺の中間地にも検討していただきたいとのお声を施策に反映したものでございます。

さて、他の地域での取り組みをとの御提言につきましては、今回、まず長谷地区でモデル的に実施し、町内に広めていかなければと考えておりますが、定住促進空き家活用事業は、基幹的集落という要件がありますので、その要件に該当するかどうかが鍵になってまいります。状況によっては一般財源での実施も想定されますが、長谷地区での実績も見ながら判断していきたいと考えます。

なお、農地の利用につきましては、農業委員会の御理解を得る中で、これまで農地の取得や貸し借りに係る耕作面積の下限面積については30アール以上となっておりましたが、平成29年度から宅地に附属する場合は1アールまで緩和していただいておりまして、移住の相談があった場合等にお知らせをしており、実績は3件で1,527平方メートルとなっています。

また、東京、大阪、神戸などでの移住相談会で、子育て環境はもとより、神河町の豊かな自然や人情味あふれる地域性などをアピールしているほか、リニューアルしました町のホームページでも「かみかわくらす」として、移住・定住支援専用サイトをつくっ

て情報提供に努めているところでございます。

空き家を地域の宝と捉えて生かし続けていくことは、地域の営みを守り続けることであります。その地域の伝統や文化の継承にもつながっていくものと考えております。地域の皆様の思いをしっかりと受けとめながら、住み続けたいと思うまちづくりに地域の皆様と一緒に取り組んでまいります。

以上、藤森議員の1つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） ただいま説明があったわけなんですが、今回、長谷でやられる3軒のこの空き家活用ということについて、行政としてどういう形の空き家のリニューアルといいますか、改修をされようとしておりますか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。リニューアルの中身につきましては、基本は水回りということで台所、トイレあるいはお風呂といったようなものを中心に改装をかける予定といたしております。それぞれの物件で若干中身が異なるかとは思いますけれども、基本はそういう考え方でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 生活必需品に対する水と台所等なんですが、それ以外の部屋とか、和室を洋室とか、そういうようなことの考え的なものはないんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。その部分につきましても、状況に応じてということになってまいりますけれども、限られた予算の中で効率的に予算を使うという部分もございますので、基本は水回りという形を考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） その空き家がどういう状態であろうかによって違ってくるんですけど、一つ目玉としてやるんであれば、できればこの空き家がこんな形に変わったんだなと、リニューアルになったんだなということも一つの魅力的な目玉であろうと思います。それと、他の空き家についてなんですが、今、水回り等の話があったんですが、今現在空き家のある中で、水回りというのが上下水道ですか。そういう設備がなされている空き家は大体何軒ほどあるか確認できますか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。正確な数字として調査をしたものはございませんけれども、基本は、ほとんど活用ができる空き家については上下水は既に整備がされていると。ただ、それが休止状態であるといったものがほとんどではないかなというふうには考えております。以上でございま

す。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） そこで、総務省の交付金となれば、先ほど言われたように条件的なものもついてくるわけなんですが、それによって場所的なものもある程度絞られるんですが、先ほど答弁の中で一般財源もというような答弁がございました。やはりこの3軒をいかにPRする中で、次も続けてやるんだという思いは、ということは、一般財源を使っても、過疎債という補助もございます。そういうものを使ってでもこれをやっていこう、成功させていこう、人口減少、また人口増につなげていこうという思いをぜひ持ってもらわなければ、3軒の様子を見て、また一、二年じゃなしに、継続してやるんだという思い的なものはどうですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。一般財源も使ってということでございますけれども、やはり我々もいろんな移住相談会のほうにも出席をして、神河町への移住の御案内をさせていただいております。そういったものを十分にこれからもPRをさせていただく中で、やはりこの3軒をまず御利用していただくということが大切でございますので、御利用していただくということをまず最初に重点に置いて進めてまいりたい。そして、その中で、利用されている方にとつてリフォームの仕方が、今も藤森議員の御発言の中にございましたように、こういったリフォームの中身でよいのかといったようなところも含めて、やはり事業の検証はしないとダメだというふうに思います。その検証をした上で、次に広げていくという形で、できれば取り組みたいと思っております。

あわせて、先ほどもおっしゃいました補助要件というものがございます。要件に合う地区があれば、それはやはり積極的な行政の施策として取り組めるところは取り組んでいくという、そこは基本方針として持った中で、この事業を進められればというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 最初の3軒、これは非常にスタート的なもので魅力があると感じておりますし、またそうでなければいけない。この3軒のリニューアルと、また空き家活用についての町としてのこういう魅力があるんですよというようなPRを、宣伝もしていかなければいけないんだが、そういった魅力的なものはどういう点がございますか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。これは一般的に今マスコミ報道等で非常に空き家をリニューアルして新築のようなイメージで生まれ変わりましたといったような番組もございますので、多くの方がそういったリニューアルを描いておられるかもしれませんけれども、なかなかやはりそこまで

るということになると、一戸建てを建てるのと同じぐらいの経費がかかるということになつてまいります。そのあたりも御理解をいただき中でリニューアルをかけるということで、やはり地域に眠っている財産を活用していくんだということが一つは大きなポイントで、そのことによって、その地域がさらに活力を生み出していくんだというようなところが今の施策の中心でございますので、そのあたりをお訴えをさせていただくということと、やはり神河町の豊かな自然がある中での一戸建ての空き家を改修した物件であるといったところがこの空き家改修事業での魅力というふうには考えておりますので、町の人々には、そういう部分を積極的にPRをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 一番の神河町の魅力は、やはり緑、山、まず水がおいしい、きれいということであり、これは当然PRすべきものであろうと思うんですが。先ほど私も質問の中で言いました中に、やはり田舎暮らしをしようとされる方が来る、また若い方にもしても、畠で自分の野菜なり何かをつくって食べよう、またたくさん栽培できれば、どこかに出店しようというような思いもあるかと思うんですが、なかなか農業委員会等において難しい点もあるんですけど、今回のこの件については、そういう考えはないんですかね。それと、その他においても、やはりなかなか厳しい点がありますか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。農地の関係につきましては、このたびの3戸の物件の中では1戸だけが空き家に付随する農地があるという状況にはございます。その部分については、今地域の営農団体のほうが管理をされておりますので、今のところはその形が続くであろうというふうには思っております。

ただ、そういう部分を活用したいといったような思いをお持ちの場合については、またそのあたりは調整をさせていただきながらということにはなろうかと思います。それ以外にも、地域の中で遊休農地的になりそうな畠等があって、それを活用したいという今度の入居者の御意向があれば、そういう調整は積極的にさせていただいて、遊休農地の防止にも努めるような形もとらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） ゼひとも何かそういう自然の魅力やなしに、それもいいんですけど、そういう何かのポイント的な魅力、他にないもの、他にあっても、やはりここは違うんですよというような形のものを持っていけば、後々の事業についても後どうしようかということじゃなしに進められると思うんですが。

そこで、ちょっと1点お伺いしたいんですが、空き家を活用し、銀の馬車道等におい

て、それぞれ店舗といいますか、そういうものがお店されておるんですけど、この方たちの定住者という方はおられるんですか。おられましたら、何件なり何名ほどおられますかね。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

今ちょっと手元に詳しい資料は持っておりませんので、正確な数字をお伝えすることはできませんけれども、未居住で店舗を経営されておられた方が住民票をこちらのほうに異動されたといったような部分もございます。そういったことで、やはり地域の中に入っているから、神河町に骨を埋めようということで住民票も動かされている方もいらっしゃるということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） それぞれの方の思いもあるうと思うんですけど、やはり大半の方が定住されてないというような思いを、また町民のほうからも聞きます。何でなんですかなということがあるんですけど、これは何か条件的なものがあるのか、それともやはり何かされてる個人個人の思いがあって、定住ということの思いを持っておられないのか、そこらあたりの要因が何かあるんですかね。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それこそちらで開業をされておられる方の家庭の事情等もあるとは思います。具体的にどういう形が移住につながらない原因かというところの詳細まではちょっと私どももつかみ切れていないところはございます。ただ、先ほども申し上げましたように、都市部とこちらのほうを行ったり来たりということで営業されていた方が、こちらでもお住まいを構えられたといったような実態もあるということで御理解をいただけたらと思うところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 空き家を使った店舗について、住居を神河町に持っていない方が多いというふうに藤森議員は発言されたのですが、私が知る限り、ほとんどの方が住民票は移していただいて居住されているという認識でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 私の勉強不足等もあったと思いますけど、それについてもやはり人口プラスという形につながっております。町長にお伺いしたいんですけど、今回は総務省の交付金の補助という形でやるんですが、あと一般財源もという考え方の中で、後続けてそういう思いでやっていくんだ、町長のキャッチフレーズで「住むならやっぱり神河町」という思いの中で、これをスタートにして人口増、また住みたい町になげていこうという思いをちょっと聞かせていただきたい。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員の御発言に対しまして私は同じ思いで、住むならやっぱり神河町、そして神河町の空き家を使って何とか定住につなげていく。これまで空き家バンクに登録をして、そして直接住みたいと思われる方が最終的には所有者との契約に基づいて移住していただいているのを、さらに空き家を活用するために、もう少しスピードアップを図るというか、できないかというふうな中で、空き家について行政がお借りをして、そして少し改造させていただいて賃貸住宅をという、そういった思いで2年、3年ほど前から担当課のほうにずっと言っていたことがようやくできたというところでございます。あわせて町長懇談会の中でも、その山間地域の集落からも、そういう要望があったわけでございます。

今回、まずは長谷地区に着手するということで、その状況を見てということになりますが、当然やる限りは、住んでいただくためのPRをどんどんやっていくと、そして次につなげていくということあります。総務省の交付金のみならず、活用できる補助金があれば、どんどん活用していく、また資金も活用していくという、そういう基本的な考えに基づいて進めていくこととしております。

これまで移住・定住についての特に住宅政策については、全て国の交付金を使ったりしていたところでございます。幾らかは一般財源も投じているわけでございまして、今後においても補助金と、そして一般財源を両方活用していきながら、より投資した以上の効果が生まれるような、そういう政策展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 非常に前向きな言葉をいただきました。どれにするにしても、やはり他にない魅力的なものがなければ人はこっちを向いてくれません。隣の町は田舎暮らし近畿地区トップでありますけれど、果たしてどうであろうかということを考える中において、地域的に考えれば神河町のほうがはるかに私はいい町だと思います。だから、そういうものを売り出す、また家賃にしても、できるだけ抑えた家賃でいこう、またこういうことの提供がありますよということ、それともう一点、また他においての魅力があると。例えば栗賀小学校の跡地を今どうしようかという問題にもなっております。あそこに果たしてよそにない大きな魅力的なものをつくろうとすれば、またこっちへ向いてくる方が違ってくると思うんです。若者の思いも違ってきます。

そういう形でしっかりと他にないものを神河町につくろうと。ほかにもあるものつくっても、やはり小規模的なんではだめだと。思い切って何かをやろう。今、越知川がアユの解禁になっております。小田原川、長谷と次、土日に解禁となるわけなんですが、私どもが以前申し上げたように、全国にない3つの漁協のある川がございます。こういったものを利用することによって、全国にない魅力的なものが生まれると思います。そういう神河町を生かした魅力をつくることによって、また人口増、神河町に魅力が生まれ、違ってくると思いますので、ひとつこの長谷地区の3軒を活用する中において、次、

町長が言わされたように、一般財源を使ってでも、また補助を探しながら次に続けていきたいということでございますので、何とかそういう形で人口増の方向につなげていっていただきたいと思います。よろしくお願ひをし、2つ目の質問に入ります。

ケーブルテレビについての質問なんですが、これは選挙前にそれぞれ町民の方とお話しする中において、こういう話が出てまいりましたので、これもひとつ質問して皆さんに聞いてもらうべきかなと思ってさせてもらいます。

まず、1つ目でございます。まちかどウィークリーの番組は、多くの方たちが楽しみにされております。特にイベント、行事に参加された方はなおさらでございます。どういう形で放映されるのか、私が映るんじゃないかという思いがあります。しかしながら、イベント、大きな行事においては、町長の挨拶が入ってまいります。これは主催者であり、当然であろうかと思うんですけど、どうもほかの人の挨拶等を含める中には長いように思いますと、そして頻繁にスポット的に映りますと、そういうような言葉が多うございます。そういうことじゃなしに、ほかの人の多くの表情や状況を主に映すべきじゃないかという声を聞いております。また、そういう形で見直しが必要ではないか。

それと、月初め、1日の日に町長がメッセージを放送するわけなんですが、もう少し現状の行政の近況が知りたいんですけど、一応行事、今まであった行事の報告なり、本年度のこの次の行事内容の報告ということがどうも主になっておると思うんですけど、少しそういった近況の行政状況も語ってほしいという思いを聞いております。この質問をよろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2番目の御質問にお答えさせていただきます。

御承知のように、まちかどウィークリーにつきましては、おおむね2週間前の町の出来事の中からトピックスとしてお伝えしているところですが、子供たちが中心となる学校、幼稚園、保育所などの行事や交流から定住につなげていく、いわゆる観光交流施設を中心とした交流イベント、また地域の伝統行事などをタイムリーに紹介しているところでございます。

このように町の話題をより多くの町民の皆様と情報共有することで一体感が芽生え、話題づくりにもつながると考えております。ひいては、町民同士のきずなや、さらには神河町への愛着心に結びつくものと思っております。

今後、ケーブルテレビ事業につきましては、指定管理制度の導入を進めてまいりますが、番組内容を審議する神河町ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会を活用しながら議論していただくことも検討していきたいと考えております。

なお、番組編成の詳細につきましては情報センター所長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、町長メッセージについての御指摘ですが、町主催の行事は当然のこととして、町内で実施されております多くの行事は、町民、地域の皆様が元気になることを願って

取り組まれていることから、私自身のスケジュールが可能な限り参加することにしておりまして、このことで町民の皆様と行政の一体感にもつながっているものと思っております。

この一体感をまたお世話いただきました皆様へのお礼も含めて、毎月 1 日の告知放送に願いを込めまして発信しているところです。その結果として、毎月 1 日の告知放送が少々長くなっていることは否めませんが、町民の皆様からも朝の貴重な時間だけれども、とても楽しみにして聞いている、町の様子がよくわかるとの御意見も頂戴してまいったところであります。私自身が参加をして感じた様子や思いをできる限り町民の皆様にお伝えすることで、まちづくりへの思いが共有できるものと考えております。

また、防災行政無線放送に限らず、ホームページや S N S 等を活用していきながら、これからも町民皆様にぜひお伝えしなくてはならない行政情報をしっかりとお伝えしてまいります。

繰り返しになりますが、私、町長があらゆるまちづくりに参画することで神河町の元気づくりにつながると確信しております。これからも町民皆様と一緒にになって取り組んでまいる決意を申し上げまして、2 番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、番組編成等について御説明させていただきます。

町長も申しましたように、まちかどウィークリーにつきましては、私のところのコミュニティ番組のメイン番組となっております。このたび御指摘いただいた件でございますが、番組内でお知らせする行事につきましては 1 本を約 4 分程度におさめる必要がございます。その関係もございますので、町長の挨拶、非常に熱のこもった挨拶をいつもされておりますが、それについては、なるべく極力短く編集をしてお知らせをいたしております。全ての編集をカットすることも可能なんですが、議員もおっしゃったとおり、町主催の行事の場合、主催者である町長の挨拶等を全てカットすることはいかがなものかとも考えております。

毎週のまちかどウィークリーでは、言いましたように毎回 4 本程度の番組を 1 本当たり 4 分にまとめてお知らせをすることとしております。そのため、町行事が重なった場合につきましては、議員からの御指摘がありましたように、町長の挨拶が全ての番組に出てくる、また全ての行事に町長のほうは参加しておりますので、その姿がずっと映り込むという場合もあるかとは思います。以前は放送時期をずらしまして放送をしていましたが、放映の時期が時季外れだという部分でのお叱りも受けたこともございまして、町長が申しましたように、今事業実施の 2 週間程度をめどに放映ができるように調整をいたしておりますので、イベント等が重なった折には、そのような状態になることもありますので、御理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

多くの人々の表情や状況をお知らせするということには常に心がけております。今回

頂戴いたしました御意見を参考に、今後も町民の皆様から親しまれる番組づくりのほうに励みたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 町長のメッセージについては、町民からそういう思いがありましたということをひとつ町長、心にとめていただいて、また次のメッセージを期待しますので、よろしくお願ひをします。

それと、番組の収録について1本4分という形のそれぞれ放映がなされているわけなんですが、これについての編集というか、編成、例えば1つ行事においての中でのスポット的にまとめる編集的なんは、どういう形でなされておりますか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。現在、番組のソース部分につきましては、番組の制作委託ということで業者のはうに出しております。その業者のはうが1回取材した部分について四、五分程度、中には10分程度にまとめてソースを送ってまいりますので、その部分を情報センターのはうで確認しながらチェックをして、4分程度におさめる形での編集を行っております。

ちなみに、納品につきましては、その放送週の火曜日に全ての番組が届くような形での手配をいたしまして、火曜日から水曜日にかけまして編集にかかりまして、木曜日で全体の形に仕上げて、金曜日に送出の準備をするという形にいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） その編集に当たっての最終の放送する放送の内容とか映像等についての最終チェック的な人はあるんですか。皆で見た中での最終という形になるんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。ケーブルテレビが始まりましてからのことやとは思っておるんですが、最終的なチェックにつきましては、情報センター内職員全員で確認をしまして、全体の流れ等をチェックいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） そこで、行事とイベントに収録に行かれるわけなんですが、全ては全てじゃないと。お呼びがかかったところへ行くなり、またそうやなかつても中継に行かれる場合があるんですけど、当然行事等々が重なってくるんですけど、この形のイベントに行くという行き先の選定といいますか、そういう形はどういうような思いでなされるとののか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 取材の部分の抽出でございますが、町が発行して

おりますイベントのカレンダーなり、あと各課からの情報等を総合的に判断しまして、こちらのほうで予定を組みまして、業者の方に発注をかける予定をいたしております。今の段階でも業者の方に発注をいたしておりますので、急遽という部分については難しい部分もあるんですが、なるべく1日前ぐらいの発注であれば対応できるような形での調整を今いたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 大変行事が多くて重なる場合で大変だと思います。そこで、投稿ビデオしてくださいという呼びかけで、それぞれ区とか、また他のイベントにおいても投稿ビデオという形で放映されてるんですけど、これにおいての放送の集計といいますかも、先ほど言うた同じような形でやられておるんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。投稿ビデオにつきましては随時受け付けをいたしておりまして、持ってきていただいた中身を見せていただいて、4分程度ないし10分までにおさまるような形での編集自体は私のところのほうでさせていただいてます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） まちかどウィークリー等においては、非常に町民の方、特にお年寄りの方は楽しみにされておりますので、ひとつまた違った形のまちかどウィークリーの放映、また編集の仕方というものを考えたらおもしろいんじゃないかと思います。

それじゃあ、2つ目の質問に入ります。これも町民の方から直接議会の生放送、中継、また後のまちかどウィークリーの放送を見た中での言葉でございます。

議会の放映について、頻繁に映る人は頑張っているとその方は見られておるんじゃないかと、その人もそういうふうに見られております。また、特に今回は選挙前でありまして、第83回の定例会において、反対、賛成の討論がございました。反対が2名と賛成4名ですか。そのときのまちかどウィークリーの放映においても、何人かスポット的に映ったけれど、反対者はなかったなど。その人が言われるには、まちかどウィークリーで内容的なものをいろいろと言うには時間がかかるし、そうじゃなしに、映すんであれば、できれば全員スポット的にぽんぽんぽんぽんと映していくと。1人、2人を映すということは、ちょっと不公平というか、反対したら損じゃのうというような、そういう言葉を聞きました。

それで、次に、当選者、立候補者の中で12名が当選したわけなんですが、インタビュー放映においても、新しい4人の顔ぶれしかなかったと。これはおかしいと。議会では、やはり新しい顔ぶれであろうとどうであろうと、改選であれば皆が新しい顔なんだから、全員を放送すべきであるというような、やはり議会については映す、映さんもありますけれど、映し方、例えば委員会報告は委員会なり、また発言する人は発言する人

であって、そういう形のスポット的な映し方に対しても、できるだけ公正公平な形で放映しなければ難しい点があるぞというような指摘を受けましたので、これらあたりの思いをお聞きします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

全ての定例会、予算決算特別委員会は、議員も御承知のように、全て議場システムの映像を編集なしにケーブルテレビの生放送番組として放映をしております。また、以前は正午からのまちかどウィークリーや夕方のまちかどウィークリーの放映をしてまいりましたが、現在はたとえ議会の延長が1分であっても、全て中継を継続しております。

さて、議員からの御指摘は、議会との取り決めにより、まちかどウィークリーで放映した第83回定例会の映像並びに当選証書付与式の番組であろうと推察しますが、議会に関する放映は、これまで同様公正公平に取り組まれていると考えております。

なお、番組編成の詳細につきましては情報センター所長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、御指摘のあった番組編成の詳細につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

定例会での映像でございますが、議会との取り決めによりまして、議案の概要、審議の経過、議決の結果等を放映しております。その際に、最終日の議場の様子を議場のイメージ映像として編集をさせていただいております。その映像の編集につきましては、同時にお知らせする他の映像と同じく約4分間という限られた時間の中におさめる必要もございます。なおかつ、町議会のイメージがこんなものだという部分を町民の皆様にお知らせすることとしております。そのため、議場全体の映像や答弁等を行う町当局側、議会の皆様の映像を効果的に使用することで、めり張りをつけることといたしております。編集の中で、討論等に参加された議員さんを全て放映することが時間的に難しいことも御理解をいただきたいと思っております。

また、新しく議員に当選されました方々だけを放映したとの御指摘でございますが、当選証書付与式の番組につきましては、その内容をお知らせする中で、4分という限られた時間の中で番組を構成するに当たり、情報センター内での検討を行いまして、新しく議員になられた方々の御紹介を優先させていただきました。藤森議員が新しく議員になられた方々を特別扱いし、放映したようにお感じになられたのであれば反省はさせていただきますが、議会に関する放映が公正公平であることは当然ですし、今までそのように心がけておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 新しい顔ぶれの4名、私が特別扱い的に思ったのじゃなしに、町民の声もある中で、これはごもっともであろうなという思いの中で、今後そ

いう形があるときは、一つの勉強にしていただくとか、そういう方向でやっていただきたいと思います。特に今回、選挙前であり、町民の方は非常に関心がある中で、本当に選挙1週間前の放送やったね。そういう形で、特に生放送を見られてる方は、そういう中での思いがあったと思います。

議会の放送については、一番最後に議長がコメントを言っておりますけれど、あれも議長がどうしようと、皆順番に回そうかというような話もあったんですけど、これは委員会の中で、やはり議長、大変ですけど、やってくださいという形で、最後に議長がこれは1人でやってくれた。これはそれぞれ議員が思いの中で決めたことであり、了解していただきたいと思うんですけれど。

やはり特に選挙ということに絡めば、公正公平も言われます。だから、どこまでが公正公平なんかということは非常に難しいんですけど、そこらあたりを考え、次の定例会についても放映があると思うんですけど、どういう形で映そうか、スポットしようかということも難しいと思いますけれど、こういう言葉が町民の中からある、また直接聞いたということは、非常に私としてもありがたいといいますか、そういう方は大事だなと勉強させていただいております。そういうことで、ひとつよろしくお願ひをいたします。

いろいろ質問をしてまいりました。やはりそれぞれ神河町の魅力、ケーブルテレビも一つの大きな魅力であります。そういうものをいかに生かし、町民の方は関心を持たれております。持たれているものをいかにどういう形でやっていこうか、従来どおりのまちかどウィークリー放送にしてもじゃなしに、何か新しいものを生み出そう、つくろうと、そういう形の中で神河町の魅力も生まれてこようと思いますので、ひとつ神河町、新しく来てもらう人においても今おられる町民の方においても、魅力的な神河町になってきよるな、よし、頑張ろうという声になるような、町民の声が届くような行政であってほしいと思います。これで質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で藤森正晴議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時ちょうどといたします。

午前 9時44分休憩

午前10時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

引き続き一般質問を続けてまいります。

次に、10番、栗原廣哉議員を指名いたします。

○議員（10番 栗原 廣哉君） それでは、1つ目の質問からさせていただきます。

現在、神河町は、「交流から定住」、「住むならやっぱり神河町」のキャッチフレー

ズのもと、神河町の魅力に磨きをかけ、高齢者福祉を初め教育、子育て、若者定住施策を中心に、安心して暮らせるまちづくりを目指し、取り組んでおりますが、現実的には住民の高齢化が進み、空き家がふえ、地域住民が不安を募らせているのが現状です。神河町の地域の安心・安全に対する具体的な取り組みと神河町の防犯等に対する意識についてお尋ねしたい。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年、少子高齢化、過疎化が進み、町内でも山間部を中心として空き家、そしてひとり住まい世帯などがふえています。このような状況での防犯対策について町としての考え方、具体的な取り組みについて御説明させていただきます。

まずは、空き家対策についてですが、空き家がふえている現状を踏まえ、昨年6月に神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例を制定しました。空き家は利活用されているものの、所有者がきちんと管理しているもの、お盆や正月に帰省されて使われているもの、そして全く管理されていないもの、倒壊の危険がある危険空き家など、さまざまな形態があります。さらに、空き巣のおそれや不審者が住みついたり、放火の危険もあったりします。また、ごみの不法投棄がされたり、獣のすみかになったり、草木が繁茂する、または台風等の際に物が飛散するなど、さまざまな心配が想定されるところです。

空き家があることでの不安を解消するためにも、使える空き家は積極的に活用できるように空き家バンクを推進してまいります。防犯上の対策としましては、一定の維持管理が行われることで草木に覆われることなく、一見してもわからない状態にすることも一つの手立てであり、シルバー人材センター等が空き家の管理業務の受託もされていますので、御利用していただければと思うところです。

また、平成29年度の神河町内における事件といたしまして、犯罪件数は56件と、さまざまな事件が発生しています。また近年は、振り込め詐欺など高齢者をターゲットとした犯罪も発生しており、平成29年度では町内で1件発生しました。こうした事件を未然に防ぐためには、自助・共助・公助とそれぞれの立場での役割の全うが必要となります。

自助としましては、不審な人が家に来たり、見かけたり、また不審な電話がかかってくれば、すぐに警察や役場、地域の人に連絡する。また、振り込め詐欺に遭わないよう、ふだんから親族とは合い言葉を決めておくなど、個人としてできることはしなくてはなりません。

次に、共助については、健康福祉課と社会福祉協議会、地域が連携して進めています。生活支援体制整備事業、この事業は、介護予防だけではなく、困った人などの見守り、支え合い、地域コミュニティの向上を目的とし、28年から取り組んでいます。現時点では10地区において協議体が立ち上がり、地域での支え合い等について検討が始まっ

ています。また、民生委員による見守り、消防団によるパトロール及びひとり住まい世帯の調査、集落内での自主防犯グループの活動など、日ごろから声かけや見守りが行われるような地域コミュニティづくりを進め、つながりで守る支え合い社会を実現することが、ひいては犯罪から地域住民を守ることにつながるものと考えています。

最後に、公助ですが、行政、警察、福崎防犯協会神河支部、神崎保護区保護司会、神崎地区更生保護女性会、神崎郡消費生活中核センターなど、それぞれにおいて防犯についての取り組みをしております。

こうした自助・共助・公助それが機能し、連携することにより、空き家がふえ、過疎化が進む地域における防犯対策となるものと考えておりますし、交流から定住の流れをますます推進し、過疎化、高齢化に歯どめをかけることを目的として、地域創生事業に取り組んでいるところでございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課の高木でございます。よろしくお願いを申し上げます。それでは、公助の部分につきまして、その詳細につきまして御説明をさせていただきます。

まず、警察の役割ですけれども、警察官が管内を有事、平時を問わず、また特に犯罪情報があったときは、その地域を重点的にパトロールをしていただいております。また、有事の際の必要情報とするため、各世帯の家族構成等を平時から聞き取りをされております。また、ひょうご防犯ネットによりまして、事件等発生情報、防犯情報、危険動物の目撃情報などを公開していただいております。

神河町内では、交番が1カ所、駐在所が4カ所と、駐在所は、生活をしながら業務をすることから、過疎化が進む山間部において警察官と住民の方との距離感をより縮めることができ、ひいては防犯につながることから、山間部には駐在所を中心として配置をされております。

次に、福崎防犯協会神河支部の取り組みですけれども、各集落から1名から2名、全体で61名の指導員の方で組織され、年間11回のパトロール、3回の広報車啓発、同じく3回の注意喚起告知放送、また街頭キャンペーン等の取り組みをしていただいております。また、神崎総合病院前交差点、同じく病院東側交差点、福本ローソン横交差点、東柏尾交差点、寺前駐在所前交差点の5カ所に防犯カメラを設置していただいております。

次に、神崎保護区保護司会、神崎地区更生保護女性会ですけれども、保護司は、犯罪や非行をした人に対して、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるボランティア活動であり、再犯予防に大きな役割を果たしていただいております。

また、犯罪や非行をした人を地域から排除し、孤立させるのではなく、適切な仕事や

居場所の確保を通じて、責任のある社会の一員となるよう支えていくことが大切であり、そのためには、地域の方々を初め地方公共団体やさまざまな機関、団体による支えが何より重要であり、励みとなることから、社会を明るくする運動神崎郡住民大会、また地域安全神崎郡民大会等関係団体参加の研修を開催し、関係者の意識向上を図っています。

次に、福崎町にあります神崎郡消費生活中核センターですが、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対する助言、また相談者と事業者との間に入り、解決を図るあっせんなどの業務を行っており、全てが犯罪ではありませんが、作為的に高齢者を陥れようとする行為も時にはありますので、老人クラブなどを対象として、出前講座や啓発記事の発行などの取り組みを行っています。

次に、町の役割、取り組みですけれども、まずは町長が申しました自助・共助・公助の調整役でございます。個人、地域、警察、神崎郡消費生活中核センター、関係団体などとの連絡調整を行い、例えば警察から事件、事故等の情報が入れば、防災行政無線を使って町民の皆様にお知らせするとともに、各種団体の事務局にも連絡をするところです。

また、平成28年度から防犯灯、防犯カメラについての集落への補助制度を創設し、防犯灯、防犯カメラ設置の推進を図っています。昨年度、押し売り的な業者が販売に来ていることを防災行政無線で流したところ、それを聞いた業者が退散をしたといったことがありました。個人、地域、行政等が連携し、自助・共助・公助と複合的な対策を講じることにより、犯罪防止・抑止につながるものと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） いろいろな意味での安心・安全施策を進められていることはよくわかりました。最近の犯罪の発生と傾向については、29年度に何件というのがありました。28年、29年、30年、どういう傾向になってるかわかりますか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課の高木でございます。先ほど町長から件数の報告をしたと思います。神河町内における29年度の犯罪発生件数は56件でございます。28年度につきましても56件か57件、もうほとんど変わりはありません。30年度につきましては、まだ途中ですけれども、ちょっと振り込め詐欺とかも当町では1件発生してるという、そういうことを福崎警察署から聞いております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 犯罪は、傾向としましては、私が調べたところ、28年度よりも29年度はふえております。内容的には、空き巣がふえております。空き巣の泥棒、犯人ですね、これが入ってくる要件は、まず1回来て、いきなり泥棒には入りません。必ず3回ぐらい来ます。3回来て、人のいないところ、こういうところに確実に

入ります。次に、最近の30年度の発生は車上狙い。これについては312号線、それから県道8号線で最近出ております。今、町が進めておられる観光、人を呼ぶ活動、これに伴って、やはりおかしな犯人、泥棒も一緒に入ってきております。ということで、今回、私は防犯カメラについて質問したいと思います。

先ほど説明がありました防犯カメラ5基設置してあるということですが、これは町独自でしたものですか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。栗原議員がおっしゃいました、今年度入りまして空き巣がふえたりですとか、車上狙いがふえてるとかいうような情報も、こちらに入ってきております。それで、例えば車上狙いが発生した折も、福崎警察からそういう告知放送をしてくださいという依頼が入ってまいります。それは、向こうのタイミングでこっちへ情報が入ってくるんですけども。その情報が入れば、すぐに対応をして、告知放送で町民の皆様にお知らせをいたします。

その防犯カメラなんですけれども、そういう車上狙いでありますとか空き巣といった犯罪につきましては、本当に防犯カメラが抑止とか後の犯人を特定するにしましても非常に効果的であるものと、こちらも考えておるんですけども。まずその5件ですけれども、5件につきましては、平成26年度と27年度に神崎郡の防犯協会のほうで設置をしていただきまして、その維持につきましても神崎郡防犯協会のほうで今していただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 防犯協会でしてることとは、町独自の防犯カメラはないということですか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 現在のところ町管理の防犯カメラはございません。各集落につきまして、先ほども説明いたしましたとおり、町の補助制度を設けておりまして、集落管理の防犯カメラにつきましては平成26年度から4カ所、今設置をされております。ほかは本当に寺前商店会でありますとか、民間企業でありますとか、個人によるそういう防犯カメラだと思いますけれども、現在のところ町管理の防犯カメラはありません。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 神河町は、兵庫県で一番安心・安全な町を目指しております。それなのになぜ町のカメラがないんですか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 先ほども申しましたように、当町といたしましても、防犯カメラの補助をつくりましたのが平成26年度でございまして、26年度からそういった集落に対しての補助を行っております。そして、防犯カメラの出始めのころにつ

きましては、やはりちょっと個人のプライバシーにかかわるとか、そういう考え方がちょっとございまして、なかなか普及しなかったようなこともあろうかと思います。ですけれども、この近年といいますか、この数年で考え方も物すごく変わってまいりまして、本当にいろんな事件、事故、行方不明者の捜索等防犯上必要不可欠なものとなりつあると、こちらも認識をしております。

ということで、集落内の小さな、集落内のそういった防犯カメラにつきましては集落で対応していただくんですけれども、そういった主要な交差点でありますとか、そういう町境ですとか、主要道路のそういった場所につきまして、ほとんどの今6カ所で主要な交差点は網羅できとるんですけども、例えば長谷の交差点でありますとか、あと国道とか、そういう県道の町境とか、そういった箇所における町として防犯カメラを設置していくかどうかということ、そこら辺を今後ちょっと防犯協会とかとも協議しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私が聞いているところでは、防犯協会じゃなくて、企業防犯からお金をいただいて防犯カメラをつけてるというふうに聞いております。予算が伴うことなんで、いきなり町の予算でいっぱいカメラをつけるということは無理だと思います。ただ、予算化してもらって、1年に1カ所、2カ所でもいいと思うんです。他町との境、例えば長谷やったら生野との境、越知であれば多可町との境、市川町と神河町の境、生野町と神河町との境というふうなところにつけることによって、神河町に入ったら防犯カメラが作動しているよということが神河町に来られる方に広まれば、神河町は安全な町やという防犯的な意義が広がると思うんです。だから、予算が伴うんで、いきなり10個つけてほしいんやということは私は言いません。

ただ、やっぱり確実に1基、2基つけていかないと、区長会でもちょっと聞いたんです。できるだけ皆つけてもらたらありがたいんですという話をしたら、町がつけてないのに何でうちがつけなあかんのやと、町は何もしてないやないかと、そういうふうな批判もありました。現実に広報の関係も、町が8万円、県が8万円ということをたしか便りには書いてありました。でも、積極的な広報はされてないと思います。現実に来られても、町のほうは予算出ますけども、きちんと書類書いてもらわんと県は出ませんよと言わされた人もおったらしいです。

やっぱりもうちょっと積極的な広報をしてもらって、防犯カメラをつけたい、それが私の希望です。防犯カメラをつけることによって犯罪の数を減らし、また今からふえていく高齢者の認知症者、徘徊される方が多いと思います。この発見にも多く役に立ちます。是が非でもつけてほしいと思います。

○議長（安部 重助君） ここで、予算もかかってくることですので、町長のほうから答弁を願います。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 栗原議員の発言されましたとおり、神河町、現在設置しておりますのは神崎郡防犯協会という名前ではなく、福崎防犯協会という名称になっておりまして、実は私もそちらの会長ということになっております。この間、企業防犯協会を中心として、郡内で活動、事業展開していただいている企業の皆様方の御寄附によりまして郡内設置をさせていただいております。

現在、神河町においては集落を中心として補助要綱を設けているところではございますが、住民生活課長も申し上げましたように、今後財政とも協議をしながら、おっしゃるとおりやと思います。いろんな今後状況が生まれてこようかというふうに思いますので、その方向について具体化をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 町長からお言葉をいただき、期待しております。

次に、関連ですが、最近、新幹線の中で殺傷事件がありました。とめに入った尼崎の会社員の方が亡くなられました。その犯人の言う言葉が、誰でもよかった。最近、誰でもよく殺す犯罪被害がふえております。実は私、昭和55年ごろに犯罪被害者給付金に関する法律というのがあるのを当時警察に入ったときに覚えました。それが平成20年に改正され、その要綱に基づいて、この近くでは姫路、それから佐用、それから養父のほうで犯罪被害者等の関係で、例えば姫路市犯罪被害者等支援条例、佐用町犯罪被害者等支援条例、養父市犯罪被害者等支援条例というものができます。ただ、神河町、市川町、福崎町にはこの条例がありません。

この条例の内容そのものは、そんなに難しいものではありません。犯罪被害者給付金制度にいう国の被害者対策は、55年当時亡くなられた方に600万から800万ぐらい弔慰金を出すというようなもんやったんです。それが平成20年に金額が上がりまして、大体2,800、2,900万円ぐらいの弔慰金が出るようになっております。今、私が申しました例えば養父とか姫路とか佐用のほうで決めてるところは、その地区ですね。例えばここやたら神河町、神河町の方が犯罪により亡くなられた場合、大体30万、それで1カ月以上の重症に遭われた場合10万円というような見舞金。条件としては、犯罪の被害です。交通事故の被害とか労災とかは関係ありません。そういう条例をつくっていくことも防犯上の、今から観光のまち神河町にしていくためには必要じゃないかと思うんですが。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。犯罪被害者給付金制度でございますけれども、この制度につきましては、犯罪被害者等基本法の中で定めています。その災害被害者等基本法の第5条に、地方公共団体は、基本理念にのっとり犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。そして、その11条から23条までの13項目におきまして、地方公共団体として講じなければな

らない基本的施策が定めてありますて、その中の一つとして、13条として給付金の支給に係る制度の充実等とありますて、地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支援に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとあります。

今後は、町といたしまして条例制定をするかしないか、またこれら13項目ありますので、その中で進めていかなければならぬものを、例えば条例制定しなくとも、この13項目のそういうことをされてる自治体もあります。ですので、条例制定をするかしないか、そういうこととあわせて13項目の何をやっていくかというようなこと、そういったことを今後検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） するかしないか。なぜ今までなかったんですか、神河町は。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） ちょっと私自身も勉強不足でございまして、こういった制度があることは全く知りませんでした。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 知らなかったから、つくるかつくらないかわからない、そういう回答ではちょっと納得できませんが。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、地域の安全・安心という部分の考え方なんですけれども、神河町におきましても神河町生活安全条例というものがございます。先ほどの答弁の中にも、防犯等々の内容、各団体の取り組み等についての紹介もありましたけれども、そのあたりのことの基本となる条例でございます。その中で、このたび栗原議員につきましては、犯罪被害者の見舞金、給付金の制度の創設ということに絞っての御提案ということでございますね。ですから、この内容につきましては、私も少し中身を見ておりますと、県下の自治体の中で、恐らく半数行ってるか行かないかぐらいの条例制定かなと、給付金の制度の制定かなというふうに思っております。

そういうところから考えますと、地域の実態として、神河町はこれまで犯罪被害が比較的少なかったといったようなこともあるのかもしれませんけれども、そういったことも含めて現状をしっかりと照らし合わせながら、実態に合ったものとして制定について考えていくべきなというふうには考えておるところです。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 総務課長の説明で、ある程度納得できました。

次に、関連で空き家の入居者に対するセキュリティの強化ということをちょっと提言してみたいんですが、これは神戸市や尼崎に暴力団の事務所があります。月に1回総

会をしております。この尼崎も神戸も、マンション、ホテル、全員暴力団は入れません。暴力団が今何を狙ってるかといったら、兵庫県内の田舎の空き家なんです。

ただ、暴力団は、暴排条例とか法律がありますので、空き家に真っすぐに入ってくることはできません。今何を模索してるかというと、暴力団でない男をまず空き家に入れ、ほとぼりが冷めたころに暴力団が入ってくる。こういうことを暴力団自身が言っています。だから、入ってくる暴力団を事前にとめることは、なかなか難しいんで、暴力団以外の者が入って、そこから後追いで入ってきた。入ってきたら、今度は出しにくくなるので、入るときにセキュリティーをかけるなり条項をつくるなり、だから、空き家のときの面接をもうちょっときっちとしていくほうがいいんじゃないかと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

面接ということでございますけれども、面接で、その時点で入居はだめよというような形は、やはりなかなかとりにくいところかとは思います。ただ、先日も福崎警察署のほうと、暴力団の排除条例は神河町は制定をしておりまして、要綱整備までしておりますけれども、それを一步進めて空き家の要綱の中にどのようにして適用させていったらいいかといったようなことで、警察署とも協議をさせていただいております。また、ちょっと空き家の条例のほうに、そういった排除といったような文言を入れようといったような御指導もいただいておりますので、今後、また今御提言をいただいた内容も含めて、さらに警察のほうと詰めながら、そういった対策も講じればというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 1つ目の質問については、わかりました。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。神河町の入札制度について。

平成30年度神河（委）第6号と同7号の開札結果表について、予定価格437万5,000円と予定価格471万9,000円と設定されているが、入札した事務所の中で、入札金額が極端に安い1つの事業所が各50万円で落札してるのは不自然であり、入札制度の公平性を害してないかという質問です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2番目の御質問にお答えさせていただきます。

神河町の入札制度に対する御質問であります。

まず、神河町では、基本的に業務委託以外の土木、建築等の工事について最低制限価格を導入しております。また、土木・舗装工事につきましては、昨年4月には中央公共工事契約制度運用連絡協議会及び兵庫県の最低制限価格算定方式に準拠した引き上げとともに、町独自のランダム係数を導入させていただきました。また、町建設業協会からの要望もあり、本年4月13日からの入札につきましては、ランダム係数を公表しております。

御承知のとおり、最低制限価格は、公共工事における品質の確保と適切な労働条件の確保の視点からも大変重要であり、適正に対応をしております。

なお、御質問の業務委託における入札の現状と考え方については入札担当の総務課長からお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、お尋ねの部分でございますけれども、設計や測量、監理等の業務にかかる部分についての考え方ですけれども、まず従来から役務に関する考え方については、知識、技術やノウハウといったものによって成果品を納めることができるといった点も含めまして、業務に関する入札は基本的に最低制限価格は設けておりません。

しかしながら、昨年度の除草業務において、業務の大半が作業員としての労務の提供ということであり、最低制限価格を設けるべきではないかとの御質問をいただき、もともな考え方であるという認識をいたしまして、今年度の除草業務については、土木工事に準じて最低制限価格を導入をいたしております。結果につきましては、落札率が86.3%で、昨年の落札率48.8%を大きく上回り、労務環境の改善につながったというふうに思っております。

一方で、測量設計、監理等の業務につきましては、今年度の状況で申し上げましても、落札率は地籍調査等の測量業務では86%から98%台、水道事業の実施設計業務は66%台から89%台という結果になっております。また、町営住宅建てかえ工事の監理業務では41%台ということで、落札者の次に低入札の業者は51%台、続いて57%台、62%台、そして最高値の入札業者が84%台という結果でございました。

なお、このたび御指摘をいただいております2件、神河（委）第6号、第7号というところでの予定価格400万円台に関して、落札が50万円という低入札に関する部分でございますけれども、これにつきましては、落札率は10%台から11%台という結果にあります。また、その落札者の次の低入札は、それぞれ36%台、34%台といった状況でございますけれども、これは技術、そしてまたノウハウの提供が大部分を占める結果というふうに受けとめています。

特にこのたびの空調の工事で申し上げますと、キュービクルの発注後で冬休み等を利用しての工事となる点も考慮した際に、2カ所の施工監理業務についても業務調整が可能であるというふうに伺っておりますので、幾ら低価格であったとしても受注の違法性はないというふうに考えております。以上、幾らかの例を御紹介をさせていただいたわけですが、最低制限価格を設けていない業務の入札であっても、その落札の実態は大きく異なっているというのが現状でございます。

このような実態において、入札参加業者からの疑義は現在のところ伺っておりませんので、当面は現状の推移を見守りたいというふうに考えておりますけれども、議員御指摘のとおり、知識、技術やノウハウに頼るところが大きい業務であったとしても、大き

なくなりで考えますと、労務の提供ということにはかならないというふうに考えておりますので、今後につきましては、その実態をしっかりと見きわめながら、最低制限価格の設定ということも視野に入れながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 入札については、私が現在お世話になっております佐用の土建会社、ここらについても一生懸命入札しております。2,000万、3,000万の工事でも、1,000円、2,000円ぐらいの差で落ちます。なかなか難しいです、入札は。今回の分については430万、470万円の予定価格に対して、上位2社は四百何十万ずつ入れております。飛んで三百何十万、160万というふうな形、あとは辞退して、50万の方が入札しております。

やっぱりその入札制度そのものが基本の一般競争入札であるのであれば、役場とすれば、それは安い金額で落札してもらったら助かります。当然助かります、安いんやから。ただ、50万で実際それができるかというのは、その人によると思うんですが。ただ、競争になった四百何十万入れた人が、これ本当にどう思っているか。この落札表を目に入れない人が見たときに、どう感じるか。私は、もし50万で落札するんであれば、予定価格をもっと下げてもいいと思います。入札の制度としては一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約といろいろあります。何も50万近くで落としてもらえるんであれば、一般競争入札にする必要はなく、随意契約にしてもいいんじゃないか、そういうふうに考えますが、どうですか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御指摘のとおりだというふうに受けとめています。その一方で、一定の基準を設けておりまして、130万円未満については基本的には随意契約の範疇ということでございますが、それ以降の金額につきましては、指名競争入札または一般競争入札というような形で対応をしております。

このたびの御指摘なんですけれども、50万円に続く次の低入札価格が160万であったりとか190万であったりというようなことで、先ほども申し上げましたけれども、率にしますと36%であったりとか34%であったりということで、本当にその価格で業務ができるのかというところなんですが、実はいろんな業者さんに聞きますと、その金額で業務ができるということではあります。それが答弁の中でも申し上げました知識であったりノウハウであったりとかに頼ることが多い業務でありまして、新たにそのことを行うために何らかの材料購入をしないといけないといったような、そういうものがやはり少ないという部分も多くあろうかと思います。

ただ、その一方で、同じ業務委託と言いましても、地籍調査業務の紹介もしましたけれども、実際に現場に出ていって作業を行うという、そういう労務にかかる部分が大きい業務については、高い落札率ということにもなっておりますので、そのあたりが私

どもとしましても業務について最低制限価格を定めるということについて、これまでちゅうちょしてきたという要因の一つでも実はあります。

そういうところで、少し業務の中身を、業務についてもいろんな業務がありますので、その中身をしっかりと見ていきながら、最低制限価格を導入することが望ましい、現状に照らし合わせたときに望ましいと考えられる業務について、最低制限価格の導入について前向きに考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） わかりました。前向きに検討してもらえるということを了解しました。

3つ目の質問に入ります。中山間地で毎年降雪に苦しめられており、除雪車の購入については必要不可欠であるが、2台の除雪車の購入で本当に1,400万の予算が必要であるのかという質問です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、3番目の御質問にお答えさせていただきます。

除雪車両につきましては、ジープタイプのベース車両の購入費用を400万円、除雪用スノープラグ、雪どけ用の排土板のことですが、その附属品等の費用を300万円として、1台700万円と見込んで、2台で1,400万円と予算を計上しております。購入時点での価格上昇等も少し考慮し、予算措置していますので、予算としては必要であると考えております。

なお、ジープタイプのベース車両の購入の詳細説明につきましては建設課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） それでは、ベース車両の詳細について御説明させていただきます。

除雪につきましては、旧町のころより両町とも冬期積雪時において除雪装置取りつけの道路維持作業車で町道の除雪を行ってきております。旧神崎町所有の車両は、平成21年度と平成25年度に更新いたしております。それから、旧大河内町所有の車両が平成12年と平成16年度の電源立地地域対策事業において購入してから更新をしておらず、長年の使用により車両の老朽化が進んでおり、このたび更新することとしたものでございます。

神河町は、これまで車種の選定において神河町の町道の事情、基幹的な2車線等の道路は除きまして、一般的な生活道路でございます。その部分の幅員が3メートルから5メートルという狭いところでございますし、また急なカーブも多く、大きな除雪ドーザーとか除雪グレーダー等では非常に困難であるところから、小型の除雪装置取りつけ可能な車両を選定しております。

平成21年度の更新のときには小型の除雪装置取りつけ可能な車両が限定される中で、

当町の公用車に小型のトラックがない状態でございましたから、小型トラックタイプを導入しております。その車両につきましては、回転半径が少し大きく、それから狭い道路ではやはり作業効率が悪いというところで、迅速な作業ができないなどの課題を感じておるところです。このたびも更新するに当たり、現状の小型の除雪装置つき車と同性能以上の車として機種を選定したものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） この除雪車の運転はどういうふうにされるとんですか。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 除雪の業務につきましては、神河町の土木業者さんに委託をしておりまして、運転手1人と、それから横に補助者という形で、2名体制で除雪業務に当たっていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 神河町は、業者さんに神河町の車を運転してもらって除雪しているということですね。私、この1,400万が高いか安いかというよりも、例えばちょっと発想を変えて、神河町は業者さんに、神河町が車を購入して運転してもらってる。よその町では、業者さんの車で除雪を行っているところもあるんです。どれぐらいの金額で、恐らく入札やと思うんですが、されるとんですかね、一冬。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。車両は町が購入して、それから土木業者さんに除雪業務を行っていただいているというところでございまして、昨年まではちょっと入札、町内の全業者さんに御案内をして、除雪の希望はございますかというところを案内して、それで希望の方に集まっていただいて、業者さんを選定するという形で4方向、4社の業者さんを決定しているところでございまして、業者決定というところで入札をさせていただいております。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） その予算的なものは大体どれぐらいですか、大体で結構です。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） ちょっとお待ちください。資料を広げますので。30年度の予算で除雪委託料として782万5,000円、全体です。というところで予算化させていただいております。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 仮に1,400万で購入するのを業者さんに783万プラス、4業者さんで100万ずつつけたら1,100万で予算できますよね。ほんなら1,000万抜けますよね。ほかに回せますよね。単純計算です。そういう発想はありません

か。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 今回2台というのは、越知谷のほうが割と延長が長く、それで上越知、それから作畠・新田のほうになりますと、上越知に来るまでに時間がかかる。そういうところで2台はどうしても必要というふうな部分もございますし、そういうところで2台を導入して除雪体制の強化を図っていくところで、必要と考えます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 業者に言わせれば、例えば700何ぼということは、割ったら200万ですよね、1つの業者さんに。それをこの1,400万購入する400万を100万ずつつけたら300万になりますよね、大体。業者は、恐らくリースしてでもやらせてもらいますと頼みに来ると思います。そのほうが効率がいいんじゃないかなという発想なんですが、どうですか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。栗原議員の御質問の意図をちょっと察するに、町内業者の受注機会の提供というようなことも含めて、町の経済の活性化というようなところの視点もあるのかなというふうに聞いておりました。その視点は大変重要なというふうには受けとめておりますけれども、その一方で、現在除雪車が4台町が保有をしていると。それは、いわゆるランドクルーザータイプのものに排土板をつけるという形での除雪になるわけですけれども、その除雪車につきましては、排土板を冬場以外は外して、そして例えば災害時の対応といったことも含めての利用ができるという状況でございます。

したがいまして、議員の御指摘の部分はしっかりと受けとめはさせていただくんですが、町の実態としまして、この四輪駆動の特に災害時にも対応できる車両というのは大変重要であるという部分も含めての予算化ということで御理解をいただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 総務課長の回答である程度納得しました。でも、やっぱりいろんな発想が大事やと思います。自分とこ神河町は、これずっとやってきたから、これでいかなあかんという考え方じゃなしに、やっぱりいろんな町、いろんなところがいろんなことをします。やっぱりそれを参考にして活性化を図っていきたい、そういうふうに思って質問を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、1番、廣納良幸議員を指名いたします。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。通告に従い、3点お伺いをいたします。

まず1、災害の多い時期に入り、防災・減災対策について、次に、災害による二次災害の防止について、3番目に少子化・高齢者等対策の具体策について、3点お伺いをいたします。

まず最初に、このたび大阪北部地震で、きのうの新聞によると5名の方が亡くなられたというような新聞報道を見ました。心よりお悔やみを申し上げ、またおかげをされた、また被災された方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

こういう時期に豪雨、暴風雨によるさまざまな災害が一番多く発生する時期に入っていると思われるが、町民の皆様方に対して注意喚起、対策を行っているのかを伺います。というのは、雨のほうでは九州で大きな被害で、このたびの地震で、また災害がふえるんではないかと思うんですけれども、やはり暴風雨といいましょうか、一番大きな懸念といいましょうか、それは雨量の多い時期に災害が起きるということではないかと思われます。

前も一般質問させていただきました。地震、雷、火事、おやじ、地震がめったにないんで一番に来るんか、それとも逃げるところがないので一番に来るのか、それはわかりませんけれども、最近、豪雨とか、いろんな面での災害が起きております。それらも含んで町長の答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の1番目の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源地とする震度6弱の大規模な地震において、高槻市では、通学中の女子小学生が通学路のプール埠が倒れて下敷きになって、お亡くなりになられるという大変痛ましい二次災害が発生するなど、被害が拡大をしているわけでございます。改めて亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からのお見舞いを申し上げます。

さて、神河町における平時の注意喚起と対策についての御質問ですが、防災・減災の基本は、日ごろから自分自身が住む場所に存在する危険を知り、どういう対応、行動をすべきかを日ごろから考えるということにあります。この啓発を図ること及びハザードマップの説明を兼ねて、平成26年と28年に各区巡回の住民生活課説明会を開催させていただきました。

また、防災情報の広報啓発活動については、更新したハザードマップの発行、防災行政無線、広報かみかわ、ケーブルテレビ、町のホームページなどを通じて周知・啓発活動を行っております。あわせて、自主防災かみかわ、区長会、消防団、民生委員会など関係者会議において防災・減災につながる取り組みの協議を行い、町民の皆様に最新の情報を提供しています。

昨年の台風18号接近による水防活動から町指定緊急避難場所の事前開設を新たに始めているところです。この取り組みは、安全な明るい時間帯に町有建物指定緊急避難場

所を開設することで、避難行動要支援者の方を中心とした高齢者または住民の皆様の自己避難をより安全・安心に行うことが大きな目的であります。

防災行政無線、防災ネットかみかわを通じて、避難場所開設のお知らせをしておりますので、各区においても町の指定緊急避難場所の事前開設にあわせて、各区公民館等を自主避難場所として開設することとしています。

また、水防指令3号発令以降、ケーブルテレビ11チャンネルで雨量と水位情報を放送しますので、住民の皆様は最新の雨量と水位情報を入手することができます。

今後においては、自分の命は自分で守るという自助意識の醸成と、日ごろから防災意識を持ち、備えの大切さを理解していただくために、防災教育を進めていく方針でございます。

以上、1つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。防災関係で風力計をつけるきっかけへんか、結構高い値段で言われてましたんで、どういう計画になっているか、田中担当参事いかがですか。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、お答えさせていただきます。

風力計の設置の検討につきましては、庁内の政策調整会議、また関係担当会議で調査検討を進めています。今現在、旧の神崎町時代に設けました災害システムの中の風力計を有効利用する可能性を含めて、調査研究を進めてまいっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。いわゆる1基といいましょうか、相当な値段がするから大変だなという記憶があるんですが、町民の皆様方にも知っていただくなめにも、1基幾らで、何カ所ぐらいの設置場所を計画もしくは将来予算取りをしていくか、どういう結果になられたんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。お答えさせていただきます。

業者の見積もりによりますと、神河町の地形上の観点から谷筋が4つあるということ、また町域南部の平野部の箇所も含めて5カ所の提案を受けているところでございます。また、その数については今後、先ほど申しました調査検討の中で検討してまいります。予算といったしましては、1基約300万ぐらいの見積もりが出ていたかと存じております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） やはり高額であったように記憶しておったんですけれども、これは風力計だけかと思うんですけども、その附属するケーブルテレビ等々につなぐ配線とか、そういうようなものも含んでおると思うんですけども、この6月9日に兵庫県、国が出しました兵庫県域で市川の氾濫水域がまた変わったという記事をまた新たにして読んでるんですけども、これは1,000年に1度、1,000年に1度というたら、どういうふうにとったらええんか我々もちょっとわからへんのですけど、ここにおられる皆さんは絶対不可能やから、100年に1度か、いや、今後100年では、今までのあれではなしに、もっと雨量がふえたりあれっていうんやつたらわかるんですけど、報道によると2.5倍ですか、24時間雨量が600ミリを超えると。今でも岩屋近辺、根宇野近辺に降った1時間雨量が120ミリを超えるような、要するに世間では言うたらおかしいんですけど、テレビ報道でされると50ミリで大雨、大変だいうて言うとるんですけど、我々は、そんな雨には遭遇しないであろうと思っていたのが新田で90ミリ、根宇野で120ミリというような事態に遭遇しておりますので、ますます市川の、もしくは町内に流れます越知川等々も含めて、早急に国、県等々に協議をいただいて横断面積を確保しながら、これは防げる要するに災害だと私は思っております。

地震はちょっと、地震予知も国はもうやめたぐらいですから、この洪水、氾濫、倒壊、いろいろ出ておりましたけれども、それらを要するに食いとめるのは、やはり安全・安心という、安全は私は常に思っておりますけれども、これは行政、県、国がやらないかんことです。ですから、自分の命は自分で守りましょう、その前提はきっちり工事しますから、それ以上が来た場合は、皆さん早目に何とかお願いして、自分の身は自分で、命は自分で守るというような論法にしていただかないと、いつでも言ってるでしょうと、自分の命は自分で守る、それが先に走ってはいかんのでね。行政がやるべきことは安全なんです。安全いうたら、危険なところを直すなり注意喚起するなりして、いかに小さくするかということなんで、それに対する答えはどこかな、防災担当者。

○議長（安部 重助君） 田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。今、議員がおっしゃられた市川を含め、県が管理している主要な14河川の見直しが先般ございまして、新聞報道されました。県のデータがまだ詳細は入手されておりませんので、そのデータを入手しまして分析して、ハザードマップの見直しも行ってまいります。

また、越知川含め、ほかの町内河川については、今後県が5年間の中で管理河川を見直していくという方針でございますので、その作業の進捗を見ながら、また必要な協議を県とも行いながら防災対策に努めてまいります。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） インターネットを引いただけで、今回えらいタイムリーな一般質問を出したなと思ってインターネットを引いたら、続々出てきたんですよ、カラーリー刷り。それで、やはりこの庁舎ぐらいから南にだんだんだんだん浸水、それから家

屋の倒壊まで含めて出てきたんですよね。これは1,000年に1度やから1,000年目にあるんかということなんですね。今からいうて1,000年はわかりませんから、さき言ってましたでしょうでは困るんでね。それを含めて、またいろんな、要するに下へ行くほど氾濫というか、土地がやられる。寺野区では毎回横断の要するに河床の問題を取り上げさせていただいてるんですけど、やはり見ると、昭和橋、その下にしんこう大橋、しんこう住宅がある辺がその上でやられるとんすわね、大分。これで見ると、野村のほうがひどい。だけど、1,000年に1度ですからね、わかりませんわ。今から護岸していただくと、寺野区のほうへ行くかもわからん。それをやっていくと、今度市川町北部、市川町は河床が、皆さんも御存じやけど、岩礁でしょう。とられへんのですね、あれ。だから、やられますよ、必ず市川町。それよりひどいのが、やっぱりだんだんだんだん下へ行くから、福崎町になってます。トータル姫路の城近辺で2.2メーターの浸水。そんなもん考えられますか。あんなところで2.2メーターもつかる。私、最近ちょっと縮みましたけど、175センチ。手を伸ばしても、それは届きませんわ。そういう時代になってくるということを公が出しますから、これに対する我が神河町民をいかに守るか。何はこうするこうするじゃなしに、努力する方向を町長、述べていただいたらありがたいんですが。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 兵庫県のほうで発表いたしました1,000年に1度の想定、水没区域、神戸新聞のほうにも地図、そしてまた具体的な表現で記載がされたところでございます。正直なところ1,000年に1度という確率で、そして24時間雨量六百何十ミリという、そういった雨が降るんだということでありまして、神河町におきましても、過去に最大の雨量は、降り始めから降り終わりまででも500ミリはいってなかったというふうに思うわけでございます。しかしながら、日雨量が400ミリを超えるという状況にもございました。

そういう雨量の中で、特に越知川区域において、山田地内で堤防が決壊したということでございますので、600ミリ降ればどういう状況になるかということでございます。じゃあ、その600ミリをどう、それに対してどう対応していくのかということであります。あの水没区域からいけば寺前駅北側ということで、そこから水没するということは護岸を越流しているということでありますので、それを今後どうしていくかというところについては、当然県ともこれから防災計画についても協議をしていかなければいけませんが、町としてどうするべきなのかというところは、これからしっかりと1,000年に1度のその状況も見ながら協議して、安全なまちづくりの基礎をつくっていくなければいけないというふうに考えております。

もう一つ、神河町は山間部ということありますから、それだけの雨が降るということは、過去に根宇野地区で126ミリ／時間という、あの雨が降ることでどういう状況になったかというのは、谷筋の立木が流されて大変な被害があったわけでございます。

そういういた河川の水の越流とあわせて、そういういた山の山腹崩壊、そしてまた裏山の急傾斜地の土砂の崩壊ということもございます。急傾斜地につきましては、これは被害が出るということではなしに、それを予防するための工事は今、町内でも着手をし、進めておりますし、砂防堰堤についても、これは着手をしているところでございます。

そういうふうに災害が発生してから対応すべきもの、災害が発生するまでにやるべきこと、そのあたりはしっかりと分けて考えていただきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 裏山防災等々は2年前ぐらいから随時やっていただいて、件数の多いところでは100%県にやっていただくというようなところがございますので、砂防は結構神河町は先々に手を打っていただいて、結構な数をやっていただいております。山の中ですから、町民の皆様がどこに砂防があって何やいうんじゃなしに、危ないところは続けてどんどんどんどん入ってるということを、この場をかりてまた町長は言っていただきたいんですけども。

いわゆる新田に雨が降り、その越知川流域で、私も前に申し上げたと思うんですが、神河町を出るまでではないんですけども、南部に新田から約1時間で雨が到達するという計算になっております。その場合に、流域の今の川幅で時間雨量70ミリの設定だそうでございます。ですから、それを超える雨が全域で降れば、1カ所124ミリとか、そんなんじゃなしに、新田から極端に言えば福本、貝野、そこら辺全体に降ればなんんですけど、そういう雨はちょっと想定ができませんけれども、それに近いことも今から考えていかなければならぬので、町としては、町だけでできることではないんで、県、国にどんどんどんどん要望していただいて、少しでも町民の皆様方の安全・安心につながるようお願いしたいと思うんですけど、町長。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 1,000年に1度の洪水ということでありまして、それに対応すべき措置をとるということは、とてもない予算が必要になろうかと思いますし、例えば寺前駅の東側にあります市川が流れております。市川の今の河川断面がそれでいいのかということになると、そうではないということだと思います。佐用町の災害によりまして、河川の改修は幅が1.5倍になったということあります。大変な状況が生まれてくるわけでございます。

公的に公部門がやるべきことというもの、そしてまた自助と言われる、それぞれ住民でできること、そういうところはひとつ分けて考えていかなければいけない。全てを完璧にすることは、これはかなり困難であるというふうに思いますので、できるところから最大限やるということであろうというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。2番目の問題も関連のような問題でございまして、入させていただきたいんですけども。J-ALEERTが鳴ったときに、7時

58分やったかな、テレビで言うてたのは。各自携帯が防災無線より何秒ぐらい早かったかな。それで、鳴ったから身構えるというか、それしかやはりできませんね。どこかへ行くとか、じっと、どれぐらい来るんやろうというのは、体感で長く感じるんですけど、やはりそのときにはぱぱっと出たのが震度4やったから、こんなもんで震度4か、前の山崎断層のほうがひどかったなど。私はその記憶がありますので、いろいろ調べようたら、神河町は3、市川町が2やったかな。福崎町も3か何かで、広域によっては違うなと、伝わり方が違うなというのは実感したんですけども。

その後に、防災無線なので、あれはどこからでも、町長は家におられながら番号を押すと一斉放送ができるんかな、区長さんのほうができるんかな、ちょっとそのシステムはようわからんのですけど。一部藤森議員が言われた、いわゆるケーブルテレビの活用方法として、やはり一声、30分、1時間後でも神河町の様子を全員に調べさせていただいて、ひとり暮らしの方に安心していただけるような再度放送するとか、それは強く言われたんですよね、私。何で町長はもう一回、今のところ大した被害はございませんけれども、次に注意してくださいとか言うたらいいんちゃうんか、どこでも言えるんちゃうんかとか言われて、ああ、そうかと逆に思ったんですけども。今から再考、要するに今後全課員が寄って、総務課長、それこそその方向でも一度話し合う余地はありますか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。震度4ということで私も最初に受信をしました。震度4になりますと第1非常配備体制ということで、全管理職を招集をいたします。その直後に震度3という報道が流れましたので、三役で協議をして、招集はいたしておりませんけれども、先ほど議員おっしゃったように、町民の方は大変不安を持っておられるというふうに思います。その点から考えますと、状況にもよりますけれども、町民の方への安心放送をその後流していくといったことも含めて、今後そういう場合の対応についても検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 検討してください。やはり町長のお声を聞けば、また皆さんが安心されるんではないかと私は思います。ですから、予算をつけて無線機をつけて、いわゆる入るか入らへんかいうような状態のところもありますけれども、やはりすぐに鳴ったら、やっぱり鳴るんやな、そやけど携帯のほうが早いなとか、いろんな話題が飛びましたので、そこで出たんがそういう意見でした。

それと、2番目に入っておるわけですけれども、雨が降ったときの二次災害の、いわゆる川が濁る問題に入りたいんですけども、ある方から、小田原川が濁ると。アユを放そうと思うとんのに、えらいこっちゃとかって、私はちょっとその趣味はございませんので、ああ、そうですかと聞いてたら、ああ、そうですかではあらへんぞと、一遍見

てこいと。見に行ったら、昼から行ったら、大分沈む言うたらおかしいんですけど、きれいにはなってたんですけども、朝は真っ赤っかやったというようなことで、今も山をさわられて新しいアトラクション等々も計画されて、それが原因なのか、それともいろいろお話を聞くと、峰山の赤土の粒子が余りにも小さいんで沈殿しないと。多いときは、そのまま上部を流れていって川に入ってしまうんだというような、そういうこともあるんだというようなこともお聞きしたんで、その内容を一度お願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） そしたら、2番目の答弁で、町長のほうからお願ひします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の御質問にお答えさせていただきます。

川の水が濁る問題でございます。昨年はスキー場建設工事に伴い、下流域、特に寺前漁業協同組合様には、アユ釣りシーズンに小田原川の水を濁らせたことによって大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

寺前漁業協同組合様から、水が濁ることにより放流したアユが下流へ下ったり、また川石の苔に泥がついたりすることで、アユの生育、味に影響が出ると指摘を受けております。濁り水を出さないためには、一日も早く自然に草が生えるということが望ましいわけですが、粘土質ということもあり、自生には時間が必要しているところであります。その対策として、ゲレンデを全て緑化し、表土が流れないようにすることが一番望ましいわけですが、約10ヘクタールの面積の植栽を実施するには高額の費用を要すること、また県立自然公園内での植栽には制約があることなどから、今すぐ実施ということに至っていないわけであります。

現在取り組んでおります濁り水対策をこの後、地域振興課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） それでは、先ほど町長に続きまして、現在取り組んでおります濁り水対策について御説明申し上げます。

最初に、今年度の小田原川の濁りの状況ですが、雪解けの後、初めの大雪が4月24日朝方から降り、特に25日にかけて夜中に時間10ミリを超える雨が約6時間降り続けました。特に平野部より峰山高原で多くの雨が降った影響により、ゲレンデの表面を流れた雨水により、小田原川全域で濁り水が発生いたしております。それ以降は、スキー場からの濁り水は発生しますが、町全域に降る雨では小田原川全流域での濁り水は確認いたしておりません。

濁り水対策としては、町長が先ほど申し上げましたとおり、ゲレンデ全面緑化が一番の効果を發揮すると考えております。緑化工事につきましては、種子吹きつけを実施する方法が一番安価で即効性があるわけですが、種子吹きつけの種子が全て外国産となるため、県の環境審議会を経て実施したスキー場整備事業でございますので、スキー場整備後も環境保全に配慮し、維持管理をしていくことになっておるため、外国産である種

子吹きつけは選択できない状況となっております。

最も望まれる緑化方法は、現在生育している同系統の芝を張ることとなるわけですが、環境事後調査の委託業者である、ひょうご環境創造協会が現在生育している芝、遺伝的系統の分析を行った結果、キャンプ場付近の芝は固有種ですが、その他ホテルの中庭、芝広場はそれぞれ別の系統の芝と判明いたしております。

環境審議会委員である県立大名譽教授の服部先生に相談した結果、自生の芝で緑化を進めることができると、侵食防止が迫られている状況と、既にいろんな芝が持ち込まれていることを考えると、自生のものと異なる芝を用いることもいたし方ないのではと見解をいただきました。しかし、外国産ではなく国産の産地が明確な芝植栽をすべきとの指導を受け、鳥取産の芝の施業をしていきたいと考えております。現在、峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事を発注しており、ゲレンデの最下部、センターハウス前の芝張り約2,900平米を施工準備中でございます。

今後は、財政と協議しながら、逐次芝張りを進めていきたいと考えておりますが、できるだけ自然な形で草木が覆われるようになると、昨年も2年前から課員総出でススキの穂を刈り取り、保管しております穂をセンターハウス前の面にまきましたが、それを今年度以降も実施していきたいと考えています。

また、現在生育している芝をカッピング切りし、移植する方法を提案していただきていますので、この作業もスキー場の職員と実施していきたいと考えています。移植して約2年で芝が広がり、緑化されると伺っております。例えば10人の作業で1日約1,000平米の施工ができると考えています。

次に、調整池の水に常に濁りがあり、その対策をする必要があると考えています。調整池付近を調べてみると、流入口のブロックの裏が洗掘されており、それにより濁水になっているのではと考え、流入口のブロックを一旦撤去し、コンクリートをブロックの裏に打ち、その後ブロックを再設置し、洗掘を抑えたいと思います。この部分の工事は発注済みでございます。

その他の対策といたしまして、造成工事により敷地内の排水路が土砂で埋まっていたことにより、雨水が排水路を流れず、ゲレンデ表面を多く流れ、表土が流されていたのも一因と考えられるため、スキー場整備事業にかかわらず、業者に施工責任として排水路の清掃を実施していただいております。これにより多くの雨水がゲレンデ表面を流れることなく、水路を流れることで濁水防止につながると考えています。

以上述べましたように、今できることを一生懸命努力しているという現状がございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。スキー場整備事業にかかわられた業者とは誰を指すんかな。お願いします。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） 建築工事、センターハウスを除いた業者全てでございまして、藤原工業さん、松本工業さん、それからJFC、あと三共さん等々、それらの業者で本当はスキー場の工事が終わった後に掃除をしていただく予定でしたが、シーズンに入ってしまいましたので、シーズン終了後に関係業者全てと現場を踏査して掃除をするという格好と決めて、現在清掃をいたしているところでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。いわゆる新しい方法で2年ぐらいは最低かかるというのは、早くて2年ですかね。ということは、ことしはまた大きな雨が降ると同じような状態になる。少しずつ改善していって、予想としてはどれぐらいのスパンで、極端に言えば大分濁りが全体的にとれたなというような確認ができると言うたらおかしいんですけど、地元の方々、それと寺前漁協さんとかの確認をしなくてはいけないと思うんですけど、最低でも2年かかって、それ以降ということでおろしいんでしょうか。

それともう一点、この藤原工業さん、松本工業さん、三共さん、JFCさん、こら辺は、もし3年も4年も改善できなければ、同じように溝を掃除していただいてというような業務が続くんですか、どうですか。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） 山下でございます。まず、何年かかるかというお話ですが、それはひとえに緑化がどこまで進むかということにかかるでこようかと思います。それと、予算のつき方もあると思います。ということで、3年から5年というふうな見通しかなというふうに思ってます。それとあわせまして、県ともう再度何かいい方法はないかというところ邊で協議を始めたいというふうに思っています。もう少し柔軟な発想はないかというところ邊です。

それからもう一つ、2つ目のお話ですが、業者さんの責任ですが、その分については初年度の工事に対してですので、要は初年度でその責任は終わるというところ邊です。それ以後については管理者側の責任でもって、その対策を打っていくということになります。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 管理者とは指定管理者の意味でよろしいか。それと、いろんな要するに手当てをしても、やはり四、五年は結果が出るにはかかるであろうというような感じで今言われた。再度確認をしたいんですけども、私、小林参事にも幾らかちょっと個人的にお話ししたんですけど、やはりお年を召した方等々の今までの経験があられるんですけど、山をある程度伐採すると裸地になってしまうというか、そういうものが出てくるんやけども、そういう意味で何か方法はないんか一遍聞いていただいたらといったようなお話をさせていただいたんですけども、参事、何かありましたか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、小林参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小

林でございます。先ほどの廣納さんの話ですけども、一応水を流す場所をもっと拡散してはどうかというお話を伺いました。しかしながら、開発をして調整池を設置しなくてはならないというような切り土、盛り土をやっておりますので、そこへ流れてくる水を多方面に流すということは、それこそやないですけど、災害とかいうのを巻き起こす可能性がありますので、今も課長が申し上げたとおり、現在、そのスキー場、ゲレンデ内を通っている側溝がありますので、そこへ掃除して水を流すことにより、直接ゲレンデを通らないということで、汚れた水が流れないと、そういう確率が減るという判断で側溝を選択しておるというところでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） いろいろ例えていただいたということで、そういう方法は逆にとれないという結論に達したみたいな感じで受け取ったんですけども、やはりこのままでいくと四、五年は無理だなと。地質が変わるわけではないので、峰山の赤土は相当細かくて沈殿しないというようなことを聞いたので、これは行政の責任でも何でもないんですけども、何とか努力するという方向性がやはり見えんと、1年2年は辛抱していただきても、何で同じことばっかり繰り返すんやいうような話が出てきそうやから、早目に説明をされ、各漁協じゃなしに、寺前漁協さんにちゃんと説明して、最低でも四、五年待ってくださいとか、言えないでしょうけれども、時に触れそういう機会があれば説得していただきたいと思うんやけど、山下課長、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） 議員御指摘のとおり、その分についてはいつまでもほっておくという状況にはないと思います。それでもって、まず第一義的には、お金のかかることもございますので、何とか効率的な方法で防げないかという案を今から県を交えて検討していきたいというふうに思います。先ほど特命参事のほうが言ったとおり、調整池の水が本来は沈殿しているはずが、少しの雨でオーバーフローした水が流れてしまうという状況にございます。まずその沈殿池の水を何とかしたいなという思いもありますので、技術的な部分、これも技術的に兵庫県ともお話をていきたいなと思います。

それとあわせて、一定の結論が見えた上で、漁協さんとも十分話し合って、いつまで続くんやということがすごく不安だというふうに思われますので、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。1年の締めくくり、スキー場は6万人以上来られたということで、成功したんですけども、次は気候によっては少なくなるかはわかりませんけれども、好印象を持たれているのかなと思いきや、やはり長蛇の列ができた、悪い面も結構出てたので、そのほうをまず解決しなくてはならないんやけども、地元の方は好意的にスキー場ができたからよかったですばっかりじゃなしに、そういう二次災害、三次災害が起きて、何で我々ばっかり、地元民、神河町民がしんどい目せなあか

んのやというふうに逆に言わわれては困るのでね、それはもう随時情報を公開していただいて、お客様の整理をどのようにつけるかのほうに集中していただきたいので、早く県とこれは協議をしていただいて、漁協さんと話し合ってください。いかがですか。

○議長（安部 重助君） 山下地域振興課長。

○地域振興課長（山下 和久君） 山下です。その分については喫緊の課題です。それも含めまして、シーズン終了後、関係者全て寄りまして反省会をいたしました。その中で、キャバの不足の問題、駐車場問題、いろいろ、それと濁水の問題ですね。そういうことも検討した中で、大きな課題となっておりますので、早急な対応を進めたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） それこそ皆さんを見ておられますのでね、早急にこうしました、ああしましたという結果を担当者に報告して、御理解いただけるようにしてください。お願いします。

では、3番目の質問に入らせていただきます。

園児、児童、生徒の登下校、放課後の安全対策をどのようにとられているのか、具体例を挙げて伺いたい。

次に、2番目として、高齢者と……。

○議長（安部 重助君） 廣納議員、1点ずついかせてもらいます。

○議員（1番 廣納 良幸君） 時間ないから。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。廣納議員の御質問に答えさせていただきますが、その前に、廣納議員も、それから町長のほうも触れておられましたけども、このたびの地震におきまして、大阪のほう、高槻市のほうで、私も教育に携わる者といたしまして、小学校4年生の子供が亡くなっていますことに対して、非常に心を痛めています。改めて哀悼の意を表したいと、ほかにも亡くなられた方がございますけども、冥福を祈りたいと思っております。

済みませんでした。

それでは、廣納議員に答えさせていただきます。

園児、児童、生徒の登下校の安全対策及び放課後の安全対策でございますけども、子供たちは、地域の皆様方を初め、多くの皆様の支えによって登下校の安全が確保されていると感じております。改めて地域の皆様に感謝申し上げるものでございます。

学校、幼稚園での安全確保に係る具体的な取り組みでございますが、まず登校については、全ての小学校、幼稚園で登校班による集団登校を行っております。PTAの皆様や教職員も必要に応じて立ち番を行うなど、子供たちの安全な登校を見守っております。下校時につきましても、一人下校にならないように、一斉下校や学年下校等、集団で下校すること、それから教職員による下校指導など、安全確保を図っているところでござ

います。

中学校におきましては、特に自転車通学生については、並列走行の禁止、それから横断歩道では自転車をおりて、そして押してついて渡るなどの指導を行っております。

あわせて、通学路の安全につきましては、毎年、姫路土木事務所福崎事業所、福崎警察署、学校、役場で組織しております通学路交通安全対策協議会において協議し、危険箇所への対応をし、国道、県道部分については県に対して要望を行っております。

また、昨年度、3台の補導パトロール車を導入しております、現在、登下校の見守りであるとか通学路の点検等に活用しておりますとござります。

放課後の安全、また敷地内での安全の確保ということにつきましては、全ての小・中学校及び幼稚園に設置しております防犯カメラの活用により、子供たちの安全を確認しております。

かけがえのない子供たちの命を守っていくことは、我々大人の使命でもございます。何かあってからでは遅いという認識のもと、あらゆる手段を講じて子供たちの命を守っていかなければならぬと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。教育長に丁寧に御説明いただき、できる範囲での安全対策をとっていただいている。通学に関しても、いつも言われるのが、最後になる子が一人になるやないかというようなこともありますので、それはまた地域で皆さんと一緒に考えていただかなければならぬと、まあまあこのように思っているんですけども、以前に少しお話したと思うんですけども、新野駅に登下校に関する電車通学、要するに高校生ですね。高校生を送る車が大変多くあり、バスが空であると、帰りには男の子でも迎えに来られて、バスに乗らずに遠くまで帰られていると。そういう中にでもおられるかもわかりませんけど、やはりそれだけ少しの油断もしないということなんですよね。高校生になってもね。ですから、園児や児童、生徒、いわゆる中学校までやつたら、それ以上に神経を研ぎ澄ませて守っていかなければならぬという考えは教育長から伝わってきました。ありがとうございます。それを続けていただきたい、このようにお願いします。

次に、この2番目に入ります。高齢者等の、障害をお持ちの皆様方を含むんですけども、お困りのことが多い人たちのために具体的な対策をお願いしたいというのが、いわゆるノンステップバスを1台買われるとか、それを2台にするとか、乗車、降車地域を広げられるとか、車多いとこでは無理ですけれども、住んでみたい、「住むならやっぱり神河町」と言われるんですけども、テレビを時々見ると、いわゆる養父市、特区の養父市ですね、それと朝来市ですか、そのほうが、どういう意味でランクが高いんかわかりませんけれども、移住する先として出てくるのがその2市が多いんですけども、順位がわかれれば神河町どれぐらいになって頑張っているんかも教えていただいたら結構なんですけれども、そういう意味での、過疎債いただけたんですから、私が書いておりま

すとおり、特区に準ずるような、国に対してこれを許してほしいとか、これもやりたいんだけどどうかとか、これから高齢者の足を確保するのはやはり、この養父市の白タクですか、あれは個人の若い方でもやられるそうですけれども、神河町内だけでも小さな車で、二種を持った方、特に、保険等は必要ですけれども、新たに実験してみるような、そういうお考えはないですか、町長。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、廣納議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の質問にもありますように、高齢者、障害者等の皆様の困り事はもう年々複雑多様化しております、特に病院への通院、買い物や銀行等へ出かける際の交通手段は大きな問題となっております。

その交通手段でありますコミュニティバスにつきまして、本年度、ノンステップバス1台を導入に向けて準備を進めております。また、フリー乗車、フリー降車区間の拡大やダイヤ改正等を実施をして、住民の皆様の利便性の向上に努めていますが、今後は、デマンドバスの導入や国家戦略特区の指定を受けた養父市が実施をしている自家用車による個別旅客運送など、規制改革の内容について調査研究を行ってまいります。

また、各区長様にお願いをさせていただき、生活支援協議体の設立について御尽力をいただいているところでございますが、この協議体は高齢者や障害者に対する問題を初めとした地域課題の掘り起こし、その問題の解決方法、また、まちづくりを含めた地域の活性化対策などを話し合っていただく協議の場でございます。現在、町内10地区において協議体を立ち上げていただいております。具体的には、越知区、粟賀町区、杉区、大山区、猪篠区、高朝田区、大川原区、本村区、為信区、そして栗区であります。まだまだ町内で4分の1しか設立できていませんが、地域での共助の場、地域コミュニティの場として期待をしているところでございます。

このように、自治体や地域がそれぞれの役割を果たしながら、高齢者、障害者等の困り事の解決に向けて、神河町の実情に合わせた取り組みを実施してまいる所存であります。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 対策となる協議会を徐々に立ち上げていただいているということもあるんですけれども、私が先ほど申し上げましたとおり、なぜ養父、朝来が人気がよくて、神河町が、市川も、神崎郡ということでも結構ですけれども、中山間地ではないからでしょうか。それとも、いわゆる病院も、公立病院もありますし、違う意味での設備が整っているというような面もあるんでしょうか。それはちょっと想像つかんのですけども、実情は全く同じやと思うとんです。遠くに住まわれているお年寄りの方とか、お困りの方とか。だから私は、この地震が起きたときに、町長も1回、30分ほどでも1時間ほどでも放送されたらどうですかいうのもそこに一つはあったんですけども、もっともっと今から研究していただいて結構なので、これ一遍やってみようか

ということで、いわゆる県、国にお許しを得てやらなければいけませんけれども、一遍これをやろうやないか、その過疎債で、住民の皆様方、お年寄りとか子供に使っていたくんやったら、若い方でもこれは文句言わないと思う。ですからそういう弱者から手を入れていただくように、2分で答えてください、町長。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 養父市、そして朝来市が上位にランクづけされているということございまして、これはいろんな要素があるんだろうというふうに思いますけども、やはり知名度の問題というところもあるのかなと、まだまだ神河町、知名度が低いのではないかというふうに感じているところでございます。全国的にいえば、養父市は国家戦略特区ということで、かなりテレビででも報道もされました。そしてまた、朝来市におきましては、天空の城、竹田城跡というふうなところで、そちらも全国的に注目もされたところであります。そのように考えますと、やはりそういった雑誌に記載されるといいますが、アンケートをとったときに有名なところがピックアップされるのは当然のことだというふうに感じております。朝来市の天空の城とあわせて、当時、但馬、そしてまた兵庫県下ですか、アニメの「サザエさん」の冒頭の映像の中に神河町の砥峰高原も出たというふうなところですから、そういうふうなことをもっともっとやっていきたいなというふうに思っております。

とにかく養父市、朝来市についての状況について調査研究させていただきます。

○議員（1番 廣納 良幸君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で廣納良幸議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして一般質問を続けてまいります。

次に、6番、小島義次議員を指名いたします。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島でございます。よろしくお願いします。

私のほうから3点ほどお伺いします。1つは、神河町の教育環境の充実について、2つ目は、空き家対策について、3つ目は、長期総合計画についてでありますが、時間がなくなれば途中で終わるかもしれません。

まず、1番目ですけれども、神河町教育環境の充実について質問いたします。

神河町の教育環境は、従来から整備されまして、他町と比較して、子供たちにとって

は安心して学べる環境が整ってきていると思います。

しかし、近年の人口減少による少子化で、小規模校における教育も考え直さざるを得ない状況にもなってきております。小規模校としての魅力や子供たち一人一人へのかかわりが十分できるという利点もある反面、多人数の中での切磋琢磨が経験できないなど、一長一短の難しさがあります。どうすれば子供たちの教育環境をよりよいものにしていくことができるのか、協議が重ねられているところだと思いますが、この点について、町長の見解をお願いします。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

私からは、神河町の教育環境の現状と今後の課題について述べさせていただきたいと思います。

まず、校舎等の建物におきましては、現在、耐震化の基準であります昭和56年以前の学校、幼稚園の建物はなく、耐震化率は100%となっております。また、合併後は神河中学校及び神崎小学校の改築、そして寺前小学校の大規模改造、越知谷幼稚園の改築など、校舎、園舎について重点的に整備を行い、また、空調設備の導入についても新築、改築、改修した学校、幼稚園には全て導入し、越知谷小学校、長谷小学校についても今年度導入を計画しております。神河町は比較的過ごしやすい自然環境ではございますが、近年の温暖化に伴う熱中症への対策もあり、他市町に先駆けて整備を進めております。子供たちが学校生活を送りやすく、教育環境を整えてきておるところでございます。

ただ、この後御質問にもありますが、ICT教育等に係る設備面の整備については、国が進めております推進基準には達していない部分も多々あり、今後の課題とするところでございます。

当町が過疎指定を受けたこともあり、過疎債等の補助金を有効に活用しながら、子供たちの教育環境をよりよいものとし、子供たちが生き生きと積極的に学習に取り組むことができるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、具体的な教育環境の整備について御質問がこの後何点かあろうかなと思いますが、個々の内容につきましては、教育課長から御説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） では、教育環境について、以下の点についてお伺いします。

文部科学省は、今年度から学校の教室における望ましい温度を従来の10度以上30度以下から17度以上28度以下に変更する学校環境衛生基準の改定を行いました。4月2日付で全国の教育委員会に通知されていると思いますけれども、これはもちろん温度のみではなくて、児童・生徒の健康状態を観察した上の判断と明記されています。

そこで、神河町における各学校等の昨年までの空調利用による温度指定はどの程度であったのでしょうか。夏場、冬場、教室の温度設定についてお伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の1番目の御質問にお答えさせていただきます。

空調利用による各学校等の温度設定は、学校環境衛生基準の見直しがあり、ただいま申されましたように、本年4月1日より教室の温度基準につきましては、17度以上28度以下が望ましいとなっております。当町におきましては、多少学校間での差異はございますが、冬場は18度、19度、夏場におきましては全ての学校で28度という設定をしております。ただ、温度管理だけではなく、湿度や二酸化炭素等の問題もございますので、学校、幼稚園におきましては、加湿器の活用や換気等も適宜行い、温度管理を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 子供たちもよい環境で勉強できるというところがとても大事ではないかと思っております。

そこで、本年度はこの文部科学省のこの基準を遵守される予定でしょうか。といいますのは、それに伴う経費もふえますが、予算上は差し支えありませんでしょうか、お伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。小島議員の2番目の御質問にお答えさせていただきます。

学校環境衛生基準の遵守ということにつきましては、先ほども申し上げましたように、空調利用による温度管理につきましては基準を満たしております。経費につきましても、近年の設備は性能が特段に向上していることもあり、電気代につきましても、現在についても予算の範囲内で賄えているというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

次に、情報教育に関する質問をさせていただきます。

昨年3月に小・中学校の新学習要領が公示されました。小学校は平成32年度、2020年から、中学校は平成33年度、2021年から全面実施となります。そのため、自治体において早急に取り組むべき事項として、学校のICT環境整備があります。新学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけまして、学習活動の充実を図ることが明記されています。また、本町では、中学校においてもプログラミング教育が先進的になされていますが、小学校においてもプログラミング教育の必修化が含まれています。今後の学習活動においては積極的なICT活用が必須になってきます。

国においては整備方針の策定がなされ、そのための財源として、本年度から5年間にわたり、単年度で1,805億円の地方財政措置として財源を保障しています。この措置を踏まえて、学校のICT環境整備に係る経費を予算化、整備を進めていくことが喫緊の課題であると思います。

そこで、この地方財政措置として神河町に本年度はどのぐらいの補助金、いわゆる交付税が交付されるのでしょうか、お伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の3番目の御質問にお答えさせていただきます。

学校のICT教育の環境の整備についてということで、1,805億円の地方財政措置がなされるということでございます。そして神河町に幾ら入ってくるかということにつきましてですが、毎年、交付税につきましては、7月以降に額の算定の金額が確定されるということでございまして、現時点では神河町に配分されます交付税の額も、また、先ほど言わわれてます学校のICT教育に配分されます額も現在ではわからない状況でございます。先日も県に照会をさせていただいたわけですけども、県におきましても現時点では不明という回答が参ってまいりました。具体的な数字が判明した時点でお示しさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） わかりました時点でまたお願ひいたします。

なお、このICT教育に配分されました額は、もちろん全額教育関係に使用される予定ですね。確認です。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。交付税の額につきましては、財政係が担当しているわけですけれども、具体的に何百何十何円までという決まった額は多分判明できないと思いますので、大体の額が予想されるというところでございますが、教育課といたしましては、小・中学校のパソコンの更新も予定しておりますので、その額が整備できますように財政課と協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。普通交付税で入ってきました部分の金額につきましては、それぞれの目的に応じて予算化していくということを基本に、今、これから取り組むべき整備していく部分の財源に充てていくということの中で、今後の予算の反映ということで考えていきたいと、このように思います。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） よろしくお願ひします。

このＩＣＴ環境の整備で、いわゆる2018年以降、目標とされている水準の主な項目についてお尋ねします。

神河町が目標を達成しているものは、文部科学省の調査で公表されているものを見ますと、学習者用コンピューターは約3.1人に1台となっております。この神河町では目標の3.6人となっておりますので、これはクリアしているということになります。

そこで、次の超高速インターネット接続率が30メガｂｐｓ、100メガｂｐｓ、ともにゼロ%となっておりますが、ただ、この調査は平成29年3月、現在のものを30年2月に公表されたものですから、調査時点以降、整備されているかもしれませんので、そのあたりの進捗状況をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の4番目の御質問にお答えさせていただきます。

インターネットの速度につきましては、学校においても本年度、町内の現在各家庭に導入を進めております光ケーブル化と同様に取り組んでおります。現在の接続速度は10メガｂｐｓでございますが、平成31年4月、来年4月には光ケーブルが導入されることになりますので、現在の速度に比べてかなり高くなりまして、ベストエフォートではございますが、1,000メガｂｐｓということになり、非常に快適なインターネットの環境になるものと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ちょっとお尋ねしますが、この速さですね、メガｂｐｓ、いわゆる10メガｂｐｓとありますけども、これは専門的な用語になると思うんですけれども、一体どのぐらいの速さなのかいうことがちょっとおわかりでしょうか。具体的に。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。具体的に速度何キロというような形での御説明はできないんですが、ｂｐｓという部分の単位でございますが、バイト・パー・センドといいまして、1メガバイト、ゼロと1で1バイトという数字になるんですが、それが1秒間に幾ら送れるかという単位になりますので、10メガｂｐｓということであれば、10メガ分のデータを1秒間に送れる。1,000メガｂｐｓになりますと、今まで10個やったデータを1,000個分、1秒間に送れるという形での御理解でよろしいかと思います。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 大体わかるんですけども、いわゆる1秒間に何回信号が送れるかという意味に解してよろしいでしょうね。

では、続きまして、次に、普通教室の無線ＬＡＮですね、最近よくはやっております

けれども、この整備状況は、目標は2020年度までに100%と文科省は言っておりますけれども、神河町は前の調査でゼロ%になっておりますが、この状況についても説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の5番目の御質問にお答えさせていただきます。

普通教室の無線LANの整備状況でございますが、無線LANの整備につきましては、早急に取り組んでいかなければならぬ課題と捉えております。具体的には、児童・生徒のパソコンについて、導入から9年が経過しておりますので、更新が必要な時期に来ております。処理能力でいえば十分な環境とは言えない状況でございますので、先ほど御指摘いただきました地方財政措置をされます交付税や過疎債等を活用しながら、目標である2020年度までにパソコンの更新と無線LANの整備、またタブレットの導入など、国が推進しております基準を満たすように整備を図ってまいりたいと、努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 導入から9年が経過しておるということでございますが、コンピューター関係、四、五年で順次もう世代がかわってしまうという激しいサイクルがある世界でございます。その間、9年といえば2代か3代ほど昔のものを今も使っているという形になると思いますが、よくここまで使用されてきたものだと思っております。

では、次に、普通教室にあります電子黒板、これは大型提示装置という名前に一括して表示が変更、名称が変わりましたけれども、前の調査では、神河町では53%程度となっています。これ、目標は100%というふうに定められていますけれども、今後の整備予定についてお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の6番目の御質問にお答えをさせていただきます。

普通教室の電子黒板の整備でございますが、電子黒板につきましては、平成22年度に国の補助金を活用して、各学校に1台を導入しております。また、電子黒板ではございませんが、プロジェクターや大型デジタルテレビの導入なども図っているところでございます。

国の基準では、学級に1台の大型提示装置の導入を掲げております。現在の電子黒板は小型化され、準備も要らずに手軽に授業に活用できるということで、先生方の要望もかなりございます。非常に高価なものではございますが、導入に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。この大型提示装置、使ってみれば大変便利なもので、授業中に子供たちがすぐにわかると、わかりやすいという教育機器でございます。大変高価なものと承りましたけども、導入していただきまして、子供たちの学習効率が上がるよう御配慮願いたいと思っております。

次に、統合型校務支援システムについてお尋ねいたします。

これは、私が調べましたところ、事業主体が県でありますと、各自治体は県の提供を受けての実施となります。これは、教員働き方改革に当たり、ICTの活用による業務改善に期待が寄せられていますが、大阪市が導入した結果、これは平成26年度全校稼働となっておりますけれども、1年間で教頭は約230時間の軽減、担任で224時間の軽減であったとの検証結果が出ています。その軽減内容は、時間外勤務、いわゆる持ち帰りの減少、また、事務等業務に係る時間数が減ったために、授業準備、いわゆる教材研究になりますけれども、それにかける時間がふえた、あるいは子供と向き合う時間の増加など改善点が報告されています。

このシステムには予算が伴いますが、初期導入費、共同利用調整経費には補助率2分の1がつくと聞いております。中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会の緊急提言には、統合型校務支援システムの導入促進を図り、指導要録への記載など、学習評価を初めとした業務の電子化による効率化を図る。その際、県と市町村の連携により、このシステムの運用に向けた取り組みを推進することが重要であるとあります。そして、統合型校務支援システムの導入促進のため、支援策を早急に講じられるよう、平成30年度予算において取り組むべきであると、政府の戦略等における位置づけとして平成29年8月の提言に上がっております。

そこで、このシステムの導入に向けた取り組みとして、将来展望はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の7番目の御質問にお答えさせていただきます。

統合型校務支援システムの導入への取り組みについてでございますが、国においては全ての学校において校務支援システムの導入を推進しています。兵庫県におきましては、全ての市町にそれぞれ市町独自のシステムを導入しているということでございますが、県内統一したシステムではございません。

当町の学校におきましても昨年度から校務支援システムを導入しております。校務支援システムは、学校の教職員の業務改善を図るため、児童・生徒の名簿管理、成績管理、通知表、指導要録などの管理を電子化し、システム管理を行うものでございます。それによりまして、事務の効率化が図られ、先生方の負担も軽減され、子供たちと向き合う時間もふえるという大きな利点がございます。

なお、統合型校務支援システムとは、全ての業務をシステム化されるもので、当町で

はまだそこまで導入はできておりませんが、経費の問題もございますので、そのあたりも考慮しながら統合型の導入に向けて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） この校務支援システムといいます大変便利なもので、それによって各教員の時間数が、手間が大変助かっていると聞いておりますが、県内統一されたものでは今ありませんので、各町で単独でこれは使用されているということは、神河町、あるいは他町へ行きますと、その町に採用しているソフト、あるいは会社、それが違うことによって、例えば教員が転任した場合に、今まで使っていたシステムがちょっと違うというところが出てくるんじゃないかと思いますが、教員が学校を転任したときに戸惑うようなことはありませんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。今、小島議員御指摘のように、神崎郡の人事異動は3町、神河町、市川町、福崎町、3町で一括してといいますか、郡でまとめて人事異動しておりますので、今御指摘のように、システムが違いますと、他町へ行きますと確かに戸惑う教員もあるのですが、今のところ3町でそれぞれ違ったものを導入しております。これを統一すればいいということは重々こちらとしてもわかっておりますのですが、ちょっと3町の導入した時期、あるいは経済的なものとか、いろんな面で、統一と言うとちょっとおかしいんですが、そろったものにはなっておりません。ちょっと現状としてはいかんともしがたい部分もございますが、できましたらその辺、できるだけ同じようなものになればなど、今、課長が申しましたように、当町でも導入していくべきかなという視点もございますので、できるだけその辺も勘案しながら進めていければなと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） できる限り教職員の負担を軽減していくことができますように、また検討をよろしくお願ひいたします。

それから、関連ですけども、授業中にこのＩＣＴを活用して指導することができる教員、これはコンピューターを使ったり、大型提示装置を使ったりする、教育機器を使った授業を子供たちの前できちんとできるという教員のことですけれども、その割合ですね、現在、本町ではその教員の割合、いわゆる教育機器をきちんときれいに授業に使えるという教員の割合は何%ぐらいでしょうか、お尋ねします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、小島議員の8番目の御質問にお答えさせていただきます。

ＩＣＴを活用して指導できる教員の割合でございますが、学校にレベルといいますか、確認をいたしましたが、学校間でレベルというのは多少あるかもわかりませんが、近年

ではたくさん若い先生方が入っておられるというとこでもございまして、約90%の教員ができると確認をしているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） この問題は、私が現職のころからも確かにありました。

年齢が高い職員ほどやっぱりコンピューターに接するのは苦手であると、今はそれがもうほとんどなくなって、若い職員が全て使えるということになってきていると思いますが、まだ若干の、どうですか、ふなれな教員もいらっしゃるということで、一応目標は100%ということになっておりますけれども、その達成するための手だてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。先ほどの質問に対しまして、100%を達成するための手だてということでございますが、現在も行っています校内での研修、また、県等が主催しております校外研修に参加するなど研修を重ねていきますこと、また、先ほどありました校務支援システムなどで業務改善を図ることで、先生方が研修できる時間を確保するということだと考えております。

今後も、子供たちがしっかりと、また楽しく学習ができますよう、教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。子供たちが喜んで、楽しんで毎日学校に来ることができる、楽しく勉強できるという環境を整えていただけたらありがたいと思います。

次の質問に入ります。神河町の空き家対策についてお尋ねします。

全国的にも人口減少の中、各自治体におきましても空き家対策が進められていますが、本町におきましても相応の対策がなされていると聞きます。空き家の有効利用として、リフォームしてから住居として利用する方法や店舗としての活用、また事務所等への転用等、いろいろあると思います。

そこで、現時点での本町の空き家数と既に再利用されている割合はどの程度であるのでしょうか、お伺いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、空き家の数でございますが、382件となっております。これは、平成29年12月の区長会において、平成26年調査以降の変更の調査を各区長様にお願いし、取りまとめたものでございます。ただし、月に何度も帰省して管理されている物件が区によって計上されていないものもございます。

再利用されているものの割合は、全体の空き家の数が不正確ですので、これまでに利活用されている件数を申し上げます。

空き家バンクの成約数は、平成18年度から現在までの成約件数は累計で137件でございます。また、個人が行う空き家改修に対して兵庫県の補助事業で神河町も随伴補助をしております空き家活用支援事業で過去3年間で5件、かみかわ田舎暮らし推進協会が交流施設あるいは体験施設として空き家を利活用できるようにしたものが8件ございます。これら以外にも役場では把握できない個人間売買での利活用があるところでございます。

以上、1つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 大変たくさんの中空き家がありまして、それを活用していくということは、町にとっても大変重要なことではないかと思っておりますけども、空き家の持ち主と、それから利用したいという利用者の間の契約について、個々に状況等は異なると思いますが、町は空き家対策を進めるに当たり、どのような支援をされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の御質問にお答えさせていただきます。

契約に当たっての支援としましては、町と協定している兵庫県宅建協会姫路支部に所属されている宅建の免許をお持ちの町内不動産事業者を紹介しているところであります。

また、空き家対策としましては、活用を促進するために、空き家・空き土地バンクを運営し、ホームページでも積極的な情報提供を行っているところであります。

活用に向けた所有者の意向調査では、空き家となっているが仏壇がある。家財道具が残ったままで、その処分が妨げになっていることも明らかになったことから、空き家お片づけ支援として20万円を上限として補助をすることで、空き家バンクへの登録を推進しているところであります。

また、居住希望者に対しましては、物件の内覧等に同行し、町の状況や区の状況、また区費など、区長様からあらかじめお聞きしている区のあらましをお伝えするなどして、区と利用者をつなぐ支援も行っているところであります。

以上、2つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 契約について、いろいろとそれぞれあると思いますけれども、その契約年数ですね、一般的に年数があるんでしょうか。それとも永住できるような契約なんでしょうかということをお伺いします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。契約そのものについては、所有者と利用者の間での決め事ということになりますので、特に町のほうで何年とかといったような一つの決め事ということではございません。ただ、補助制度を活用していただいた場合には、やはり定住をしていただくということが

大きな目的でございますので、10年とかといったような一つの決め事をしている部分はございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） いろいろなケースがあると思いますけれども、それにふさわしいまた御支援をお願いしたいと思います。

そこで、年が区切られている、いわゆる10年単位というような場合、10年たったら空き家の持ち主と、それから利用者の間の契約が切れるということになりますと、契約され、利用される方がその空き家を引き渡してどこかへ出ていくという場合は、これは原状復帰になるんでしょうか。そのあたりはどんなもんなんでしょうかね。はっきりわかりませんけど、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。そのあたりも民間の契約等々はそれぞれの契約書の中でうたってありますので、それぞれの状況に応じて変わる場合があろうかとは思います。町のほうが契約をしておる中では、通常の一般の住宅の賃貸と同様で、維持管理的に小さな修繕、そういうものは利用者がなさっていただくということになっておりますので、そういうものは、基本、大きな改造には当たりませんので、そういうものはそのままという形でやっておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） これ、利用者と持ち主との間ですね、今までたくさん契約がされてきたと思うんですけども、その利用者間のところでトラブル等発生したことはございませんでしょうか。もしトラブルが発生したときは、町としてはどのように対応されるのかお伺いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、3つ目の御質問にお答えさせていただきます。

持ち主と利用者間のトラブルが発生した場合ですが、空き家バンクにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、契約等の手続をしていただいている仲買業者の不動産事業者に解決をお願いすることになります。

トラブルにつきましては、空き家バンク利用の中、交流施設利活用の中で二、三のトラブルはありますが、いずれも町が所有者と利用者の間にあって調整、解決に向けた努力をしているところでございます。

また、移住に際して地域とのトラブル等については、隨時町が対応しております。

地域とのトラブルがないように、事前に区費や区の年間行事など区のあらましをお伝えした上で区の方へつなぐこととして、トラブルの防止に努めているところでございます。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） トラブルについては、どの事案にしましても少なからずとも出てくることだと思いますけれども、こちらの神河町がとても住みやすいと、いいところであるという評判を聞いてこちらのほうへ移住してこられる方、また空き家を利用される方がいらっしゃいますが、その方たちは多分、他町に自分の持っている、既に住んでいる家があるという場合もあるでしょうし、もう自分の住んでいるふるさとを離れてこの神河町に永住を決めて入ってくると、そのためにはかなりの努力と相当な覚悟ですね、もちろん経済的なこともあると思いますけれども、それがかなり意を決してこちらへ来られることがあると思いますので、そのあたりの支援をまたこれからも深めていただきたいと思います。

では、今後も空き家の有効利用を進めていただきたいと思いまして、この件については質問を終わります。

次に移らせていただきます。神河町の長期総合計画についてお尋ねします。

平成25年度から30年度までの後期基本計画の期間が本年度で終了するということですが、その基本計画の中で成果指標の目標値が設定されています。いわゆる計画期間が終了する本年度には、現在、結果としての数値があらわれてくると思いますが、そこには5年前に策定した目標値と現在の値が当然相違が出てくるのではないかと思います。その結果を検証されると思いますが、検証されるときに、事業経営改善のためのPDC方式、そのシステムを採用されると思いますが、これは私が知るところでは、20年以上前から企業が経営改善をするためのチェックシステムとして利用されているものだと思っております。私も20年余り前にキヤノンマーケティングエンジニアリングという組織が企業改善するための方策として総合誌に紹介されて、掲載されていたのを記憶しています。いわゆる事業を計画するプランのP、それを実行するドゥー、計画に沿った展開ができたか検証する、チェックすること、そしてチェックした中からさらに改善の方法を見つけ、行動を起こしていくA、アクションだと思いますが、そういうものだと理解しております。

本町でも今後10年間の長期総合計画の策定があると聞きました。それは過去5年間の長期総合計画のC、いわゆるチェックと、A、アクションが重要になってくると思いますが、これから10年計画に次のアクション、Aのところを過去のチェックした経験、あるいは検証した結果をどう取り込んで反映されていくのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の3番目の1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくりの最も基本となる第1次の長期総合計画が本年度、平成30年度をもって終了となります。平成31年度からの第2次のまちづくり計画を、過日、6月2日、第

1回の審議会において30名の委員様を委嘱させていただき、これから計画策定を進めてまいります。その中で、特にAの部分ですね、アクションの部分をどう取り込んで反映していくのかというお尋ねでございます。

このたびの計画の柱といたしましては、当然のことながら、第1次計画における目標値に対する実績とそれを踏まえた評価、検証、そして次に検証を踏まえた上で、将来展望、いわゆる20年、30年、50年、さらには100年先を見据えた上で、具体的な施策としての向こう10年の実施計画を策定します。そしてその実施計画のあり方をソフトあるいはハードの両面から考えていく。そのことを柱として、審議会、そしてまた小委員会、あるいは職員プロジェクトチームでのそれぞれの役割と連動していきながら取り組みを進めてまいることとしております。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。検証をきちっと次の計画に、策定の上に盛り込んでいただけたらありがたいと思います。

次に、今、世界的に持続可能な開発計画、いわゆるSDGsの取り組みが進められていますが、これは多岐にわたる分野、いわゆる17の目標から構成されておりまして、日本も持続可能な経済社会づくりの課題解決の先進国として、最大限取り組むことを表明しています。その中で、特に循環型社会の構築、持続可能な経済、地域づくりという面では、本町でも人口減少の進む中、このSDGsの視点で捉え直し、掲げる趣旨に沿った内容を町としても長期総合計画の中に積極に取り組むことが必要ではないかと思っています。この点について、町長の見解をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の2つ目の御質問にお答えさせていただきます。

SDGsにつきましては、2030年度までに貧困に終止符を打ち、持続可能な未来を追求しよう、大胆かつ新しい持続可能な開発のための2030アジェンダが2015年9月に国連総会で採択されています。そこに盛り込まれているのが世界を変えるための17の目標、SDGsでありまして、途上国も先進国も含めた世界中の一人一人にかかる取り組みで、2016年度から実施が始まっているわけであります。

1つ、貧困をなくすことはなぜ大切かから始まって、2つに、飢餓をゼロにすること、3つに、全ての人に健康と福祉をもたらすこと、4つに、質の高い教育の普及、5つに、ジェンダー平等を実現すること、6つに、安全な水とトイレの普及、7つに、手ごろな価格のクリーンエネルギーの普及、8つに、ディーセント・ワーク、いわゆる働きがいのある人間らしい仕事と経済成長を両立させること、9つとして、産業と技術革新の基盤をつくること、10番目として、人や国の不平等をなくすこと、11番、住み続けられるまちづくり、12、責任ある消費と生活、13として、気候変動に具体的な対策を

とること、14に、海の豊かさを守ること、15として、陸の豊かさを守ること、16に、平和、正義と充実した制度機構、そして最後の17として、パートナーシップで目標を達成すること、以上17の目標に対して、なぜ大切なのかを投げかけているわけでございます。

世界各国、またそれぞれの地域の実情は異なりますが、人が生き続けるための視点を示していると受けとめておりますので、しっかりと私ども受けとめたいと考えております。

以上、2つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

この17の目標の中にはそれぞれターゲットが何点か羅列されておりますけれども、ちょっと難しいかもしれません、この神河町でその17の項目の中のどのターゲットが神河町としては大事なのかということは検討されているでしょうか。お伺いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。17の項目全てが私が感じているところで申し上げますと大切だというふうに思っております。どれが喫緊の課題だというふうに言われますと大変困るわけですけれども、先ほど町長が答弁をいたしましたように、人が生き続けるための私は指標だというふうに感じております。その意味でいいますと、神河町が第1次の総合計画でも掲げております「ハートがふれあう住民自治のまち」ということで掲げておりまして、そこにいろんな枝葉をついているわけですけれども、それぞれの項目に基づきまして、第1次の計画を立て、実践をしてまいりました。このたび第2次の計画づくりということになっておりますので、将来10年、20年、50年、100年、将来の子供たちや孫たちに引き継げるという、そういう町を残せるという視点での計画づくりに取り組むということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） たくさんの項目がありまして、その中のターゲットも寄せていくと、100何ばですか、たくさんの事項になりますけれども、例えばその項目の中の15番、陸の豊かさも守ろうという中で、ターゲットが15の2に、2020年までにあらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で植林と森林再生を大幅に増加させるというターゲットがありますけれども、これは、例えばですけれども、この神河町においてはこの部分が非常に大切になってくるのではないかと思っております。山の神河町における森林対策、山が多いというこの町の特性から、こういうところが大事になってくるのではないかと思っております。また有効な検討をよろしくお願ひいたします。

最後に、3月に20代の若者がこれからのこの神河町について話し合うユース・トークが行われました。その中の意見で、この神河町で育ってきてよかったと、今は町外に

出ているけれども、この町は安心できる。けれども一つ言いたいのは、中学生ぐらいまでは、自然があり、体験活動や町のイベントも大変楽しかった。しかし、高校以降になると、何か得たいものがなくなってくる。物足りない思いもすると。何かに取り組みたくても、図書館とか施設とか、これという深みのあるものが見つからない。一つでもいいから大人になってもこれは使える、深いものがあるというような施設があつたらいいと思いますというような若者の意見がありました。若者の定住促進の施策を進める上で参考になる意見だったと思います。

例えば観光面の施設におきましても、広げる、あるいは多様化する、深めるという施策もこれから大事になってくるのではないかと思いますが、この点について、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の3つ目の御質問にお答えさせていただきます。

若者定住促進の施策を進める上で、観光施設の役割についてでございますが、地域の魅力を高め、交流から定住へつなげていくために、観光交流人口100万人を目指して、観光施設は29年度に指定管理者を公募して、見る、遊ぶ、食べる、買う、泊まるといった各施設、特色を持った施設運営をされ、町内外を問わず観光客が訪れておられます。特に、町内の幼稚園、小・中学生は、家族、また教育課程において施設を訪れ、それぞれの魅力を肌で感じていることだと思います。

しかし、おっしゃるように、高校、大学と年齢を重ねるにつれて、町内の施設を訪れる機会が少なくなり、また、町を出ることによって都市部への魅力が強くなって、神河町に対する魅力が薄れてくるのが現実だというふうに考えます。

そういった中、観光施設での高校、大学生が町の魅力を深めるのは難しいとは思いますが、町の魅力を深く感じてもらうには、すぐれた自然環境や日本遺産に登録された銀の馬車道や福本遺跡など、神河町特有の歴史、風土、文化の調査研究などに高校生、大学生、また地域住民の方々に参画、また触れていただく機会を設けて、再発見、再認識をしていただくことで、神河町の魅力を感じ、若者の定住促進、また次世代への継承につなげていきたいと考えているところでございます。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今後もこの神河町が存続可能な長期展望のもとに、各施策の策定をお願いいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で小島義次議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

午後 1 時 54 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

引き続き一般質問を続けてまいります。

次に、5番、吉岡嘉宏議員を指名いたします。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。私は2点について一般質問を行います。

一つは若者定住対策、もう一つはコミバスの改良についてです。

まず、1つ目、若者定住対策について。朗読します。

神河町の人口の社会減を防ぐためには、若者の流出防止策のメニューをふやすことが必要であると考えます。若者の新築家屋建築補助が最大190万円やリフォームの補助制度が最大90万円で制度化され、若者向け町営住宅がJR新野駅前、中村の旧神崎町役場跡地に合計32戸建設されるなど、これまでの取り組みは理解をしております。

しかしながら、若者の流出を防ぐ最大の決め手は企業誘致ということですが、経済情勢、立地条件などさまざまなハードルがあり、誰もが知っているような有名企業の誘致ということについては非常に困難であると思っています。

そこで、近隣の朝来市が始められた若者遠距離通勤者支援事業補助制度をベースにして、当町にも採用し、神河町に残って遠距離を通勤されている若者への支援となり、転出を抑止できる一助になると考え、提言をいたします。

制度の内容は、40歳未満の遠距離通勤者を対象に、通勤距離30キロ以上を対象に、月額5,000円程度を3年間とか5年間の間に限り期間給付するというものでございます。

これは、私の後援会活動等で住民の方と話を複数、何人ともしておるんですが、その中でよく、一番これがある要望で、若い者が出ていってしまうんだと、どないぞ企業誘致をしてもらって、若者が出ていかんようにしてほしいんだという、こういう声、とにかく若者に手厚くという、こういう声が多かったです。

振り返ってみると、神河町は18歳未満の手だけでは非常にすぐれています。乳幼児医療のこのたびの高校生までの拡充であるとか保育料の軽減施策、そして少し方向は違うかもしれませんけども、母子医療なんかも兵庫県の所得制限を、もっと神河町はいいもんにして、少しぐらい所得が高くてもカバーできると、母子医療証を出して病院へ行ってくださいねという、18歳までの手だけは僕はもうトップクラスやなと、誇っていると思うんですけども、さきも一般質問で小島議員の中ありましたけども、学校を出てから残ってもらう魅力ですね、こういった中で、この若者遠距離通勤のこういった5,000円で3年間、月額5,000円ですから6万円ですね。年間6万円の何に使ってもいいよというような、こういった給付をできひんかなと思いまして、提案するものでござ

ざいます。見解について、執行部、よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の1番目の質問にお答えさせていただきます。

朝来市の若者遠距離通勤者支援制度は、住居から勤務地まで片道30キロ以上を通勤する40歳未満の者で、Uターン、Iターン者と新卒者を対象に、30キロ以上35キロ未満に月額5,000円、35キロ以上40キロ未満に月額1万円、40キロ以上は月額1万5,000円を補助する内容で、平成28年度から平成30年度までの3年間の时限で実施されているものです。平成28年度の実績は9件で、平成29年度は新たに9件の申請があり、継続者と合わせて計18件の実績でございまして、申請者はほとんどがU I ターン者とのことです。

神河町におきましては、平成27年10月策定の神河町地域創生総合戦略の中では、住みやすくなる住環境整備を推進するための一つとして、通勤補助の創設を予定しておりましたが、当初の国の地方創生交付金は個人給付も対象でしたが、現在の推進交付金では対象外となったことから、地域創生事業全体の一般財源の持ち出しを考え、実施時期を未定としてきた経過がございます。

吉岡議員御提案の若者遠距離通勤者支援を40歳未満で30キロ以上を対象に月額5,000円で試算をいたしますと、平成22年国勢調査で神河町に居住し姫路市に勤務されている方が963人おられまして、多くの方が30キロ以上に該当と思われます。また、姫路より遠い通勤者や町内の居住場所によっては福崎までの通勤でも対象となるなどを考えますと、1,000人を超える方がいらっしゃいまして、対象となる40歳未満が半分と見積もっても500人が対象となってまいります。5,000円の助成金額で1年間支給いたしますと3,000万円の経費がかかってまいります。

実施に当たっては、人口増につなげるためにも、移住促進の観点からも、Uターン、Jターン、Iターン者などを対象にするなど、対象者や距離範囲等、制度内容の検討と財源の確保をこれから検討したいと考えております。

以上、1つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。ちょっと質問をします。3,000万円がかかるっちゃいますよということですが、これについて実現しようと思ったときに、財源の対策は当然要ると思います。例えば過疎債のメニューに入れるとか、特別交付税の特別事情で訴えて国を通して県から交付税でいただくとかいうようなことがあると思うんですけども、そういう検討はどうやったでしょうね。総務課長か財政参事か、お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。過疎債にお

ましても、地方創生推進交付金と同様に、国庫の算入ということがございますので、当然同じように個人給付への過疎債の充当は少し考えるべきところかなと思います。またその辺は起債申請をする中で県とも協議をしなければならないのですが、個人給付に係る起債の充当は現在は認められていないというのが現状でございまして、その3,000万円の確保につきましては、一般財源ということの中で、その一般財源を確保するところにおきましては、特別事情ということもありますけれども、その辺のことについては、今後、協議を検討しながら財源確保に努めていくということでございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。説明ありがとうございます。

努力してもらえるという話を聞いて、少し安心はしたんですけども、さっきの町長の答弁の中で、U I Jターンで限定でどうだというような話もあったんですけども、答弁にもありましたように、朝来市のレベルで今18人ですから、神河町でやったところで数人になっちゃいますよね。U I Jターンで帰ってきて1年未満のよく帰ってきてくれたいう人と、これから新規採用で、高卒、大卒、短大とか専門学校を出た新卒の人だけ対象なんですね。朝来の場合はね。それでやって年間18ということは、朝来には失礼やけど、めちゃめちゃすごい効果があるもんでもなくって、私が思っているんは、それは何も否定しないんですよ。僕が思ってますのは、今、大体30キロ以上は在住者500人ぐらいだろうということで、500人で年間3,000万要りますよという話なんですが、それはこういうことなんですね。23で例えば大学出た子が40までやったら、17年間払いっ放しになるんかいとなるでしょう。それは何ば何でもお金もいっぱい要るし、本人も自立してもらわんといかんから、3年やったら3年でもう悪いけど打ち切りですよと、年間6万円の3年やから18万でもう打ち切らせてくださいと、町としてはこうやって魅力づくりに努めさせてもらいましたよということで僕はええと思うんですね。その後、U I Jターン者と新規卒業者だけ、朝来と一緒にですね。そういう引き継ぎの仕方をしてほしいなと思います。

僕は何を言いたいかいうと、遠いところへ通ってもうて、飾磨のほうとか、朝早く起きて行かれて、5時半起きとか6時起きで行かれて、へとへとで晩帰ってきて7時半と、それから消防の操法の練習行ったりして、本当にここに残ってもらって遠距離通っておられる若者について、何かそういう恩恵をするべきちゃうかなと思うんです。そしてこの町に、行政も力いっぱいやってくれるとし、俺らも頑張らんといかんなというふうにするんが僕は町発展の一つの方策じゃないかなというふうに思うんですけども、ここらのこと、今度は副町長、どうでしょう。お願いします。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御提案、本当にありがとうございます。

新しい切り口といいますか、いろんなことを施策をやっているんですが、何事にも積極的にいきたいというのが当町の今のスタイルであります。ただ、財源のことと、それか

ら、幸いなことに朝来市が先行してやっているということですので、その状況であるとか、そういったことも十分に検証した上で、近いところでいいますと、来年度どうするんだというふうな議論を内部で進めていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡でございます。副町長、ありがとうございました、答弁。

またちょっと質問を変えるんですけど、このことで、長期総合計画を、作成を今年度、頑張って始まっております。この中で、この私の提言しております現在住んでおられる40歳までの遠距離通勤者等について、何かアンケートでこういったことはどうでしょうかとか、そんなうたい込みいうか、聞き取りとか、長期総合計画、何かそんな動きとかないでしょうかね。これは総務課長に聞きます。お願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。長期総合計画についてのお尋ねなんですが、実は総合計画につきましては、審議会を過日立ち上げをさせていただきました。各団体から30名の方に委員として委嘱をさせていただいたわけですが、その中で、現時点で確認をしておりますのは、小委員会を2つつくるということ、そしてまた、その大きな中身が、一つは将来のまちづくりをソフト面から考えていこうという部会と、それからハード面から考えていこうという部会と、その2つに分けていこうということが決まっております。それ以外の部分につきましては、進め方も、それから小委員会のまた委員長等につきましてもまだ未定というところでございまして、取り組みの大きな柱はアンケート調査、住民の意向調査ということではありますけれども、その内容についてもこれから審議をいただくということではございます。

ただ、現在も集落別町長懇談会ということで各区を回らせていただいてますが、その中でも参加者の皆様方に、ぜひまちづくりについて考えていただきたいということで、アンケートの中でお尋ねもさせていただいております。その中では、あなたが町に期待する施策、どんな行政サービスをしてほしいですかというお尋ねと、そしてまた逆に、まちづくりに参加をしていただけに当たって、あなたにできることはどんなことがありますかというようなお尋ねをさせていただいております。そういうことも含めて、より多くの町民の皆様方から御意見を聴取しながらまちづくり計画を立てていくということでございます。

したがいまして、お尋ねの40歳未満の通勤者に対しての支援という、それに絞っての考え方について、現時点でアンケートの中に反映するかしないかということ等につきましては、また審議会の中での検討ということになってまいりますので、現時点での状況としては以上でございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君）　吉岡です。総務課長、ありがとうございました。長期総合計画の議論の中で、今後、こういった若者についての手だてということについて、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

最後に、これは答弁要らないんですけども、きょうの一般質問全般にわたって朝来市の話が出てまして、朝来市は2018年版第6回住みたい田舎ベストランキング、近畿エリアで1位、全国では6位というふうになります。なおかつ若者世代が住みたい田舎部門、近畿エリアでは第3位いうようなことです。これは結局積極的な移住定住策をとっていると。神河町も空き家バンク等、本当に僕は頑張っているなとは思うんですけども、上には上があるということでございます。朝来にできて神河町にできることはない僕は思っておりますので、いいところはよその自治体のことも学んで、ひとつ若者政策についてよろしくお願ひしたいと思います。

1つ目の質問、これで終わります。

それでは、次、2つ目の質問に移ります。2つ目は、コミュニティバスの改良ということでございます。朗読します。

5月28日に神奈川県で高齢者の自動車の運転による死亡事故が発生しましたが、高齢者の事故が全国的、県下的にも目立つようになり、高齢者の運転免許証の自主返納がふえています。しかし、町内の中心部から離れた地域に住んでおられる高齢者にとって、自分の好きな時間に利用できるマイカーはとても重要な交通手段です。

高齢者のみの世帯なら免許証返納後はコミュニティバスの利用を考えられますが、現在のコミュニティバスの運行は定時、定路線で1日片道8本というものであります。朝夕の中学生の送迎には、これはスクールバスということで、非常にいいことをやっておるんですが、コミュニティバスに限りますと、昼間のがらがら状態での運行は改良すべきではないかなと思っております。

改良の内容としましては、デマンドバス、日本語に直しますと予約型のバス、あるいは乗り合いタクシー、少人数の乗る乗り合いタクシーですね、の導入を提言いたします。中学生のスクールバス、これはもう現行でいいと思っておるんですが、昼間の一般住民が利用するものは、バスではなくて、乗車定員10人以下のジャンボタクシー、つまりワゴン車ですね。ワゴン車にして、事前に予約をとって、ドア・ツー・ドア、戸口から戸口、家の戸口から例えばお店の玄関までという意味ですが、ドア・ツー・ドアの運行形態がいいと思います。利用者は年配者が多く、バス停に出ていくだけでも身体的負担がかかるからです。コミバスのデマンド型バス、乗り合いタクシー化が必要に迫られていると思います。取り組んでいただきたく、見解をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君）　山名町長。

○町長（山名 宗悟君）　それでは、吉岡議員の2番目の御質問にお答えします。

吉岡議員の御発言にありますように、高齢化社会に突入した中で、免許返納者も増加

し、買い物や通院を初めとする生活をする上での移動手段の確保、特にバス停までの移動が大変な高齢者対策が重要な課題でございます。

現状の中で少しでも改善を図って、コミュニティバスの利便性を高めるために、ことし4月から、一部区間ではありますが、これまでのフリー乗車に新たに降車、おりるということも可能にして、時間帯も開始時間を30分早めて、午前8時30分から午後3時までに拡大をし、少しでも御利用いただきやすくする努力を行っているところです。

また、町が購入して運行委託しておりました大空号が古くなり、廃車いたしましたので、新たに本年度、ノンステップ車両を購入する予定としておりますし、委託事業者においても低床車両の導入に努めていただいております。

さて、御質問の予約型のデマンドバスもしくは乗り合いタクシーの導入でございますが、バス事業者による路線バス運行の撤退から、自治体の財政負担によるコミュニティバスに変化し、路線定期型運行を行っておりますが、高齢化社会に突入した中で、より利便性の高いデマンド型交通への変更要望が高まり、多くの自治体でデマンド型交通が導入されてきているところでもあります。

一般的に言われているデマンド型のメリットとしましては、1つ、導入方法により異なりますが、自宅から目的地まで行ける。2つ目、予約がなければ運行しないので、経費節減が見込める。3つ目として、小型車両であるため、狭い道でも運行が可能。4つ目として、座席数が定員となるため、必ず座ることができるなどが上げられます。また一方、デメリットとしては、1つに、利用に当たり事前の予約が必要となる。2つ目として、座席数が限られるので、利用したい便の予約ができない場合がある。3つ目として、目的地への到着時間がわかりにくい。4つ目として、定時・定路線型よりも運賃が高い設定になる場合が多い。以上が考えられるところであります。

また、デマンド型の導入に当たっては、民間の事業者の圧迫とならないように町内のタクシー事業者との協議、合意が必須となります。現在、健康福祉課において地域包括ケアシステム構築のために設立をお願いしております生活支援協議体における話し合いを参考にしながら、町内全域で実施するのか、どういった運行方式がよいのか、車両の大きさや運賃体系、予約方法など、神河町におけるデマンド交通のあり方を検討する一年としたいと考えております。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。答弁ありがとうございます。

最後のほうの答弁の中で、健康福祉課における生活支援協議体における話し合いを参考にしながらのくだりを今聞かせてもらいましたので、この中で、生活支援協議体の中での議論でデマンドバスの議論とか、そういうものがありますかいね。健康福祉課長になるかな。お願いします。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。現在、最初の町長のお話にもありましたとおり、町内で10の協議体のほうが立ち上がっておりまます。私のほうも何回かそれぞれの協議体のほうの話に入らせてもらったことがあるんですけども、やはりバス停まで行くのに足が、例えば越知ですと坂道があるということでなかなか行けないというような話もあって、何とかデマンドを欲しいなというような話もありました。

長谷地区におきましては、協議体のブロックの話し合いがありまして、いろんな話をされております。その中で、社会福祉協議会の話になるんですけども、本年度、社会福祉協議会の10人乗りのワゴンというのが廃車という形になりました、何とかその10人乗りのワゴンを利用できないかということで、社会福祉協議会の評議員会の中でもその話が出たそうです。その社協が持っている10人乗りのワゴンを貸し出しをさせていただいて、そのブロックのほうで活用できないかというような話もあったと聞いております。残念ながら評議員会の中では、もし事故が起きたときの所有者責任というところがありまして、現在のところちょっと見合せをさせていただいているということですけども、今後、いろんな方策を考えながら、何とかブロックのほう、それとも協議体のほうで活用できるような形を検討したいというような話があります。

それと、参考にはなるんですけども、社会福祉協議会のほうでは、昨年までは新田・作畠区、それから上小田区、そちらのほうにおきまして、月1回、乗り合いワゴンを出してしまして、粟賀町のスーパー、銀行のほうに買い物サービスというのを実施しております。ところが又右衛門が廃止ということがありまして、寺前地区のほうにつきましては、月2回、送迎のお買い物サービスをしてたんですけども、30年度からは寺前地区につきましても月1回、それから新田・作畠につきましては、範囲を広げまして、越知谷地区全部、岩屋から新田まで、それから、昨年まで上小田区だけだったんですけども、小田原地区全てということで、月1回、送迎サービスをされております。社協が言うには、今後、その状況を見ながら、大山地区のほうにも広げていきたいというような話もしております。ただ、月1回だけということがありますので、その辺も含めまして、方策のほうを考えていければというふうに思ってます。

とりあえず協議体のほうでは、何とかデマンドバス、乗り合いタクシー、それから養父市が行っております特区の関係のタクシーの関係ですね、その辺も含みながら検討をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 社協の頑張りのいい話聞かせてもらいまして、ありがとうございます。

社協関係はわかったんですけども、このデマンドバスの実現に向けては、地域公共交通会議というものをつくって議論する必要があると思うんですけども、恐らく神河町も地域公共交通会議、つくっておられると思います。最近の動きというか、議論というか、

そういうことがございましたら、ひと・まち・みらい課長、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

地域公共交通会議につきましては、現在運行しておりますコミュニティバスのダイヤの改正、あるいは路線等の変更、それから新設、このたびについては峰山高原までの路線を新たに運行を開始しておりますが、そういったこれまでの中身が変わる際の検討の場ということで現在開催をいたしております。直近では、たしか2月だったと思いますけれども、ダイヤ改正等を含めた地域公共交通会議を開催をしたところでございます。

ただ、このデマンドバスの導入についての議論というところまでは現在のところ至っていないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。地域公共交通会議の役割といいますか、ダイヤの変更であるとか、新設の路線の協議はしているが、デマンドバスについての取り組みはやってないと、こういう話であります。

デマンドバス化については、もう本当に喫緊の私は課題だと思います。高齢者の交通事故というのが本当に目立ってきておりまして、特に中山間地の神河町におきましては、人ごとではないと僕は思ってます。いろいろインターネット見てましたら、運転が達者であった高齢の方が免許証を返して、じゃあデマンドバス乗るんかといったら、なかなかいろんなプライドなんかもあったりして難しいようなことも知っとんですけども、でも進めるべきことではないかなというふうに思ってます。

これも長期総合計画、今から組みますので、その中でやっぱり、これは避けられない課題やと思っとんですが、そこらの長期総合計画との関係で、総務課長、デマンドバスについての見解、どうでしょう。お願ひします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの御質問、そして答弁の中でも出てきておりますように、地域の要望、課題としてはかなり重く受けとめているというところでございます。実現に向けてどのようなことが考えられるか、何をクリアをすれば、この今社協がやっているサービスなどのさらなる充実、そしてまたデマンド型のバス等の導入ができるのかといったようなところをまずは先進で取り組まれている、宍粟市ですか。（発言する者あり）やめたんですか。恐らく全国どこも人口減少、過疎化対策というようなところで、もう最重要課題というふうになっているかと思います。そういうところをしっかりと調べていきながら、工夫をすると、どうしたら導入ができるかという、そういう視点で物事を進めていけたらいいなというふうに思っています。

長期総合計画の視点でということだったんですけれども、長期総合計画につきましては、先ほどのお尋ねも同じなんですが、審議会の委員さんの中で今後の計画策定等につ

いては行っていただくということでありますので、本日出ました意見なんかを審議会の中で紹介もさせていただきながら、全体で課題の共有をして、具体化に向けて取り組みが進められたらなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 総務課長、ありがとうございます。前向きな返事で、非常にうれしいなと思ってます。

そしたらね、財政的な話で特命参事に聞きますが、デマンドバス導入に当たって、それこそワゴンも買わんといかんし、いろんな経費が、人件費も出るだろうし、こういったことについて、例えば過疎債使えるのかどうか、デマンドバスを入れたときの財源充當どうなるのか、シミュレーションがあればお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。本年度、ノンステップバスを購入する財源といたしましては、宝くじの収益を利用しました交付金と、その残りにつきましては、過疎債を充当をさせていただいているところでございまして、今後、その状況を見ながら、仮にデマンドバスの導入というところになりますと、そのあたりについても過疎債を充当しながら、そういう初期投資については購入をしていくというような計画をしておるところでございますので、平成32年度までの間でその導入の方向になれば、過疎債を利用しながらそういう車両も購入を図っていきたいと、このような計画をいたしているところでございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。

一緒に聞いときやよかったのに、済みません。特命参事にもう1回聞くんですけど、今、コミバスは委託料を予算書見ると9,600万払ってます。それはわかるんやけども、収入のほう、使用料ですね、これは幾ら入っとんでしょう。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

コミバスの運行経費、これは生野線等々、コミバス本来ではない部分も含めてにはなりますけれども、バス事業全体で1億3,300万程度の総額経費でございます。このうち運賃収入が約20%強になりますけれども2,800万円程度、残りは県の補助金、あるいは一般財源、一般財源につきましては9,400万円程度になりますけれども、このうち80%が交付税算入といったような形での経費がかかっているというところでございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。そしたらひと・まち・みらい課長に聞くんですけども、じゃあ実質の一般財源持ち出しは2,000万程度いうことでいいですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 計算上はそうなってくると思っております。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） そしたらこれで最後にしますけども、2,000万程度、

町の自腹と、一般財源と申しますのは町の自主財源でありまして、簡単に言うと自腹を切っている分が2,000万と、こういうわけであります。

さっきも言いましたけど、スクールバスについては中学生がいっぱい乗って、感じが本当にいいんですけども、昼間のがらがらのコミバスを見ていると、これで効率化が図られているのか、合理的であるのか、誰が見てもそうではないというのが、これは実態や思うんですね。ですから、今言いましたように、2,000万自腹を切ってコミバスを運行しておるんですけども、デマンドになったから、その2,000万が高くなるのか安くなるのかは一概には言えないとは思いますけども、昼間のがらがら状態を何とか改善をして、私が冒頭言いましたように、ドアからドアへ、戸口からスーパーの入り口、あるいは戸口から病院の玄関まで送っていって、そしてまた迎えに来るという、こういったことが神河町にとって一番理想的なことではないかなと思ってますので、ひとつ、いろんな、長期総合計画であるとか、さっきありました桐月課長の協議体であるとか、十分議論を進めていただいて、前行きしますように、私もできることがあれば何でも協力しますので、力いっぱい前へ進めていただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、6月22日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。御苦労さまでした。

午後2時51分延会
